

建設業における 許可業者数、完成工事高、技術者数等の推移



国土交通省

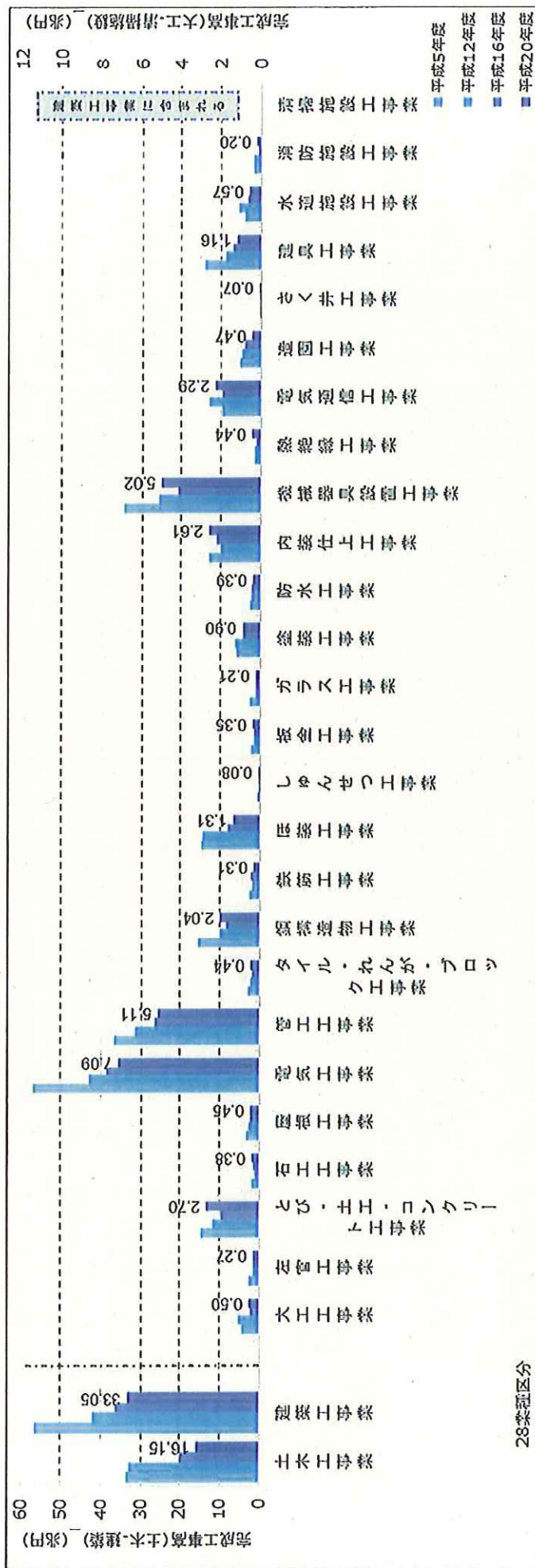
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



1. 28業種ごとの完成工事高の推移

- 28業種いずれにおいても完成工事高は平成5年度に比べ、減少傾向にある。
- 主要な業種では、土木事業は52%減(H5:33.59→H20:16.15兆円)、建築工事業は42%減(H5:56.75→H20:33.05兆円)、電気工事業は38%減(H5:11.37→H20:7.09兆円)、管工事業は30%減(H5:7.27→H20:5.11兆円)、機械器具設置工事業は27%減(H5:6.85→H20:5.02兆円)となっている。

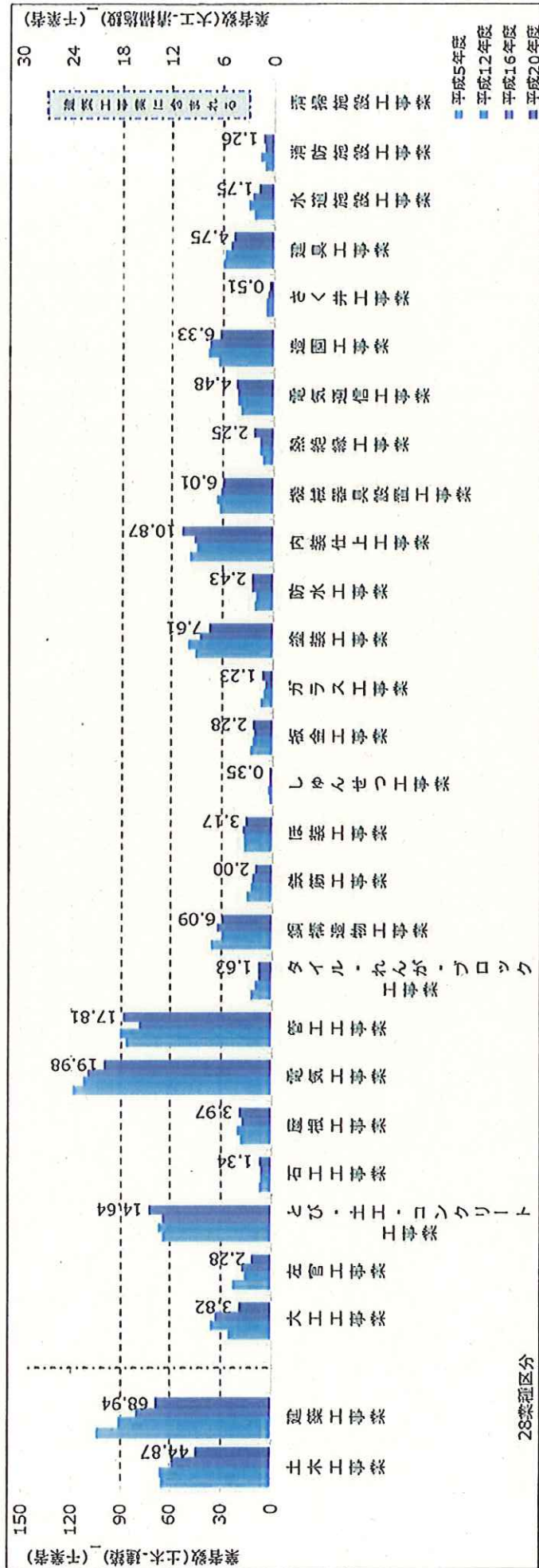
完成工事高(兆円)



2. 28業種ごとの完成工事高のある業者数の推移

- 28業種いずれにおいても完成工事高のある業者数は平成5年度に比べ、減少傾向にある業種と維持傾向にある業種と維持傾向にある業種に分かれる。
- 主要な業種では、土木工事業は31%減(H5:65→H20:45千業者)、建築工事業は34%減(H5:105→H20:69千業者)、電気工事業は16%減(H5:24→H20:20千業者)、管工事業は2%増(H5:17.4→H20:17.8千業者)、とび・土工・コンクリート工事業は13%増(H5:13→H20:14.6千業者)となっている。

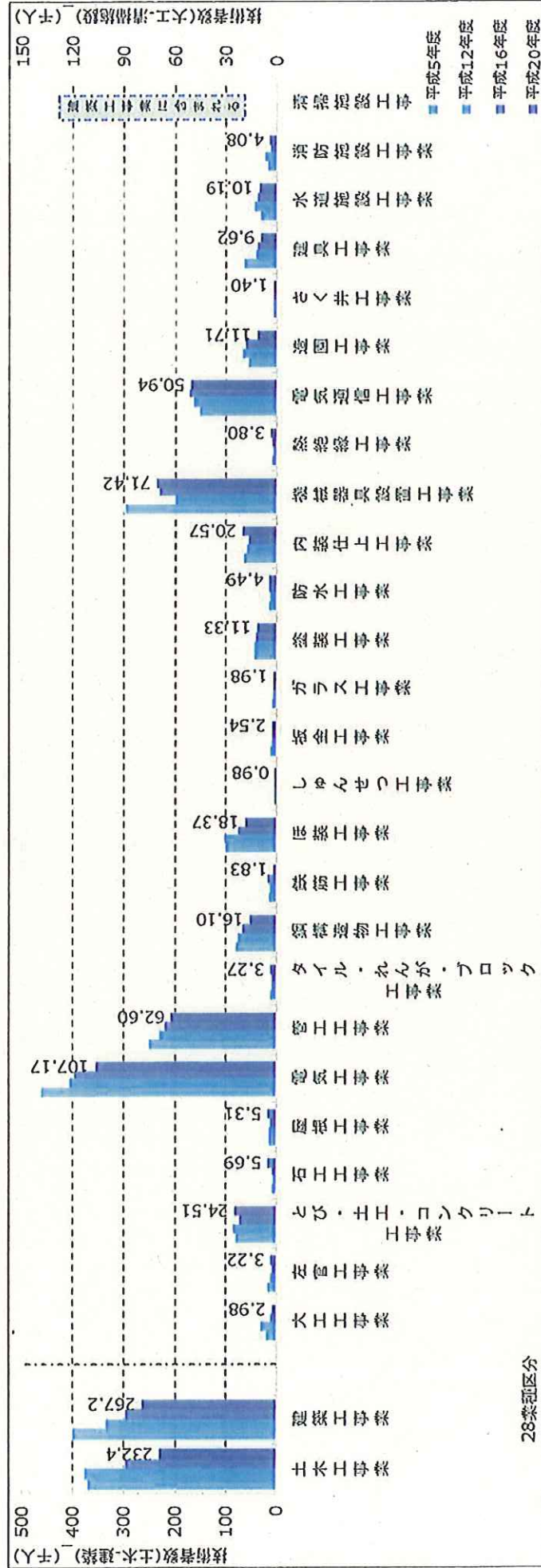
完成工事高のある業者数(千業者)



3. 28業種ごとの技術者の推移

- 28業種いずれにおいても建設業者に雇用されている技術者数は平成5年度に比べ、減少傾向にある。
- 主要な業種では、土木工事業は37%減(H5:370→H20:232千人)、建築工事業は33%減(H5:401→H20:267千人)、電気工事業は23%減(H5:138→H20:107千人)、管工事業は17%減(H5:76→H20:63千人)、機械器具設置工事業は20%減(H5:90→H20:71千人)となっている。

建設業者に雇用されている技術者数(千人)



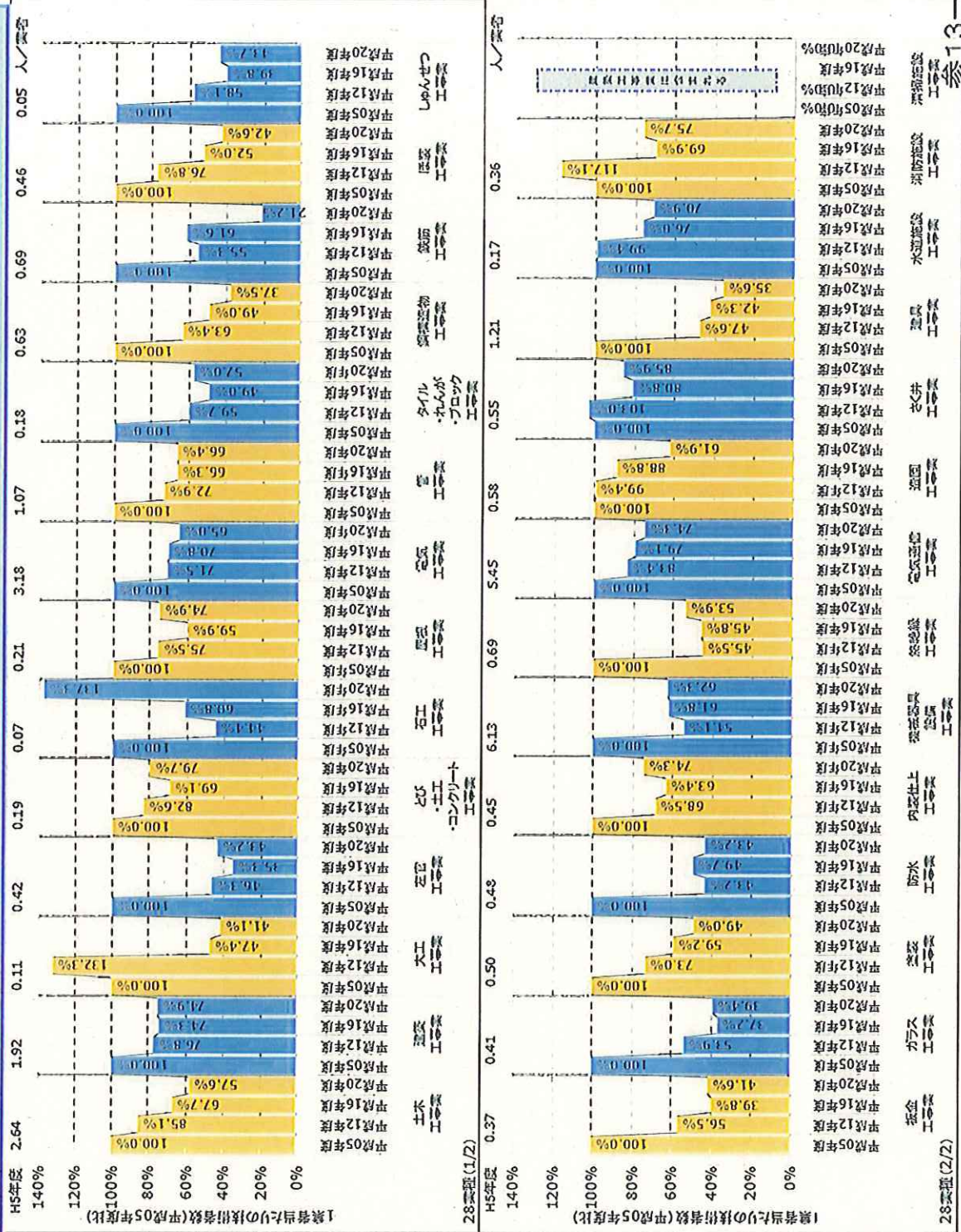
技術者:工事の設計、概算又は現場施工の管理・監督者にあたる者

4. 28業種ごとの1業者当たり技術者数の推移

●28業種ごとの1業者当たり技術者数は、平成5年度に比べ、いずれの業種においても減少傾向にある。

1業者当たりの技術者数

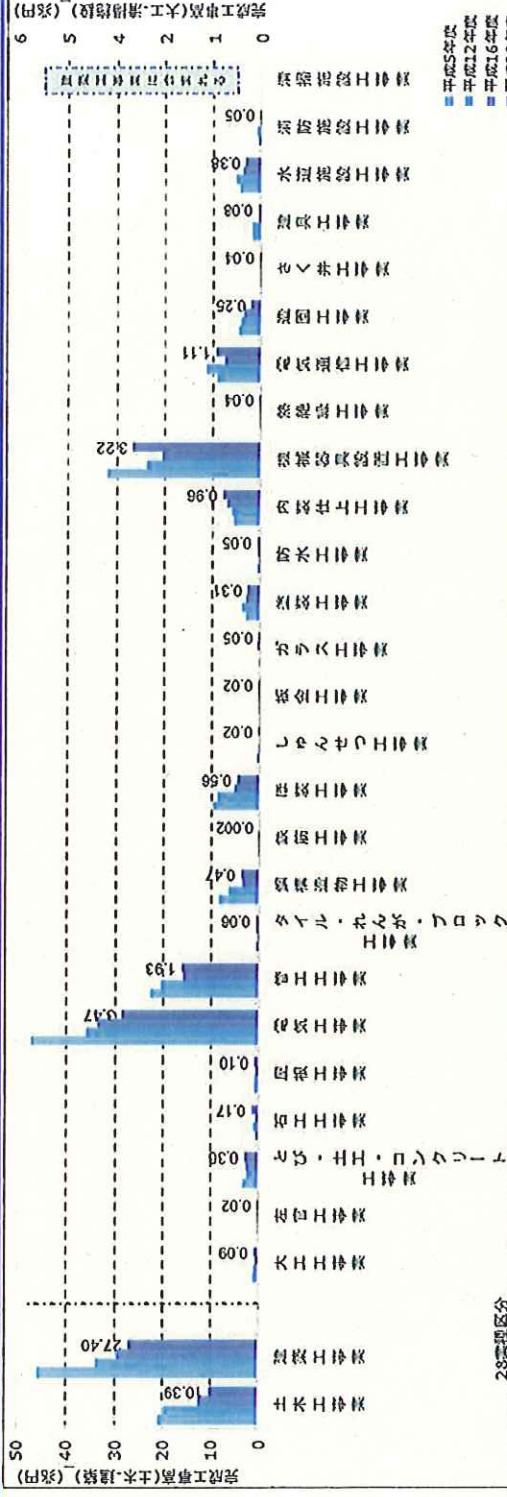
1業者当たりの技術者数
= (技術者数 / 建設業許可業者数)



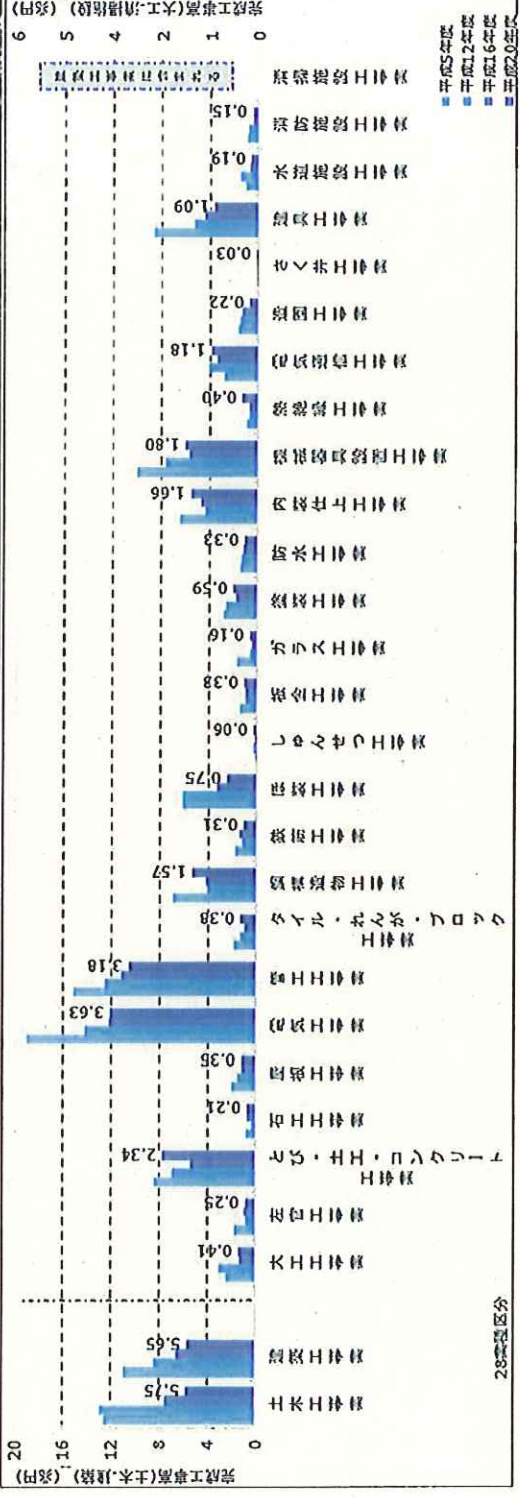
5. 28業種ごとの元請・下請別の完成工事高の推移

- 元請完成工事高及び下請完成工事高においても、平成5年度と同様に、平成5年度に比べ、減少傾向にある。
- 土木工事業では元請が50%減(H5:20.97→H20:10.39兆円)、下請が54%減(H5:12.63→H20:5.75兆円)。また建築工事業では元請が40%減(H5:45.80→H20:27.40兆円)、下請が48%減(H5:10.95→H20:5.65兆円)となっている。

元請完成工事高



下請完成工事高



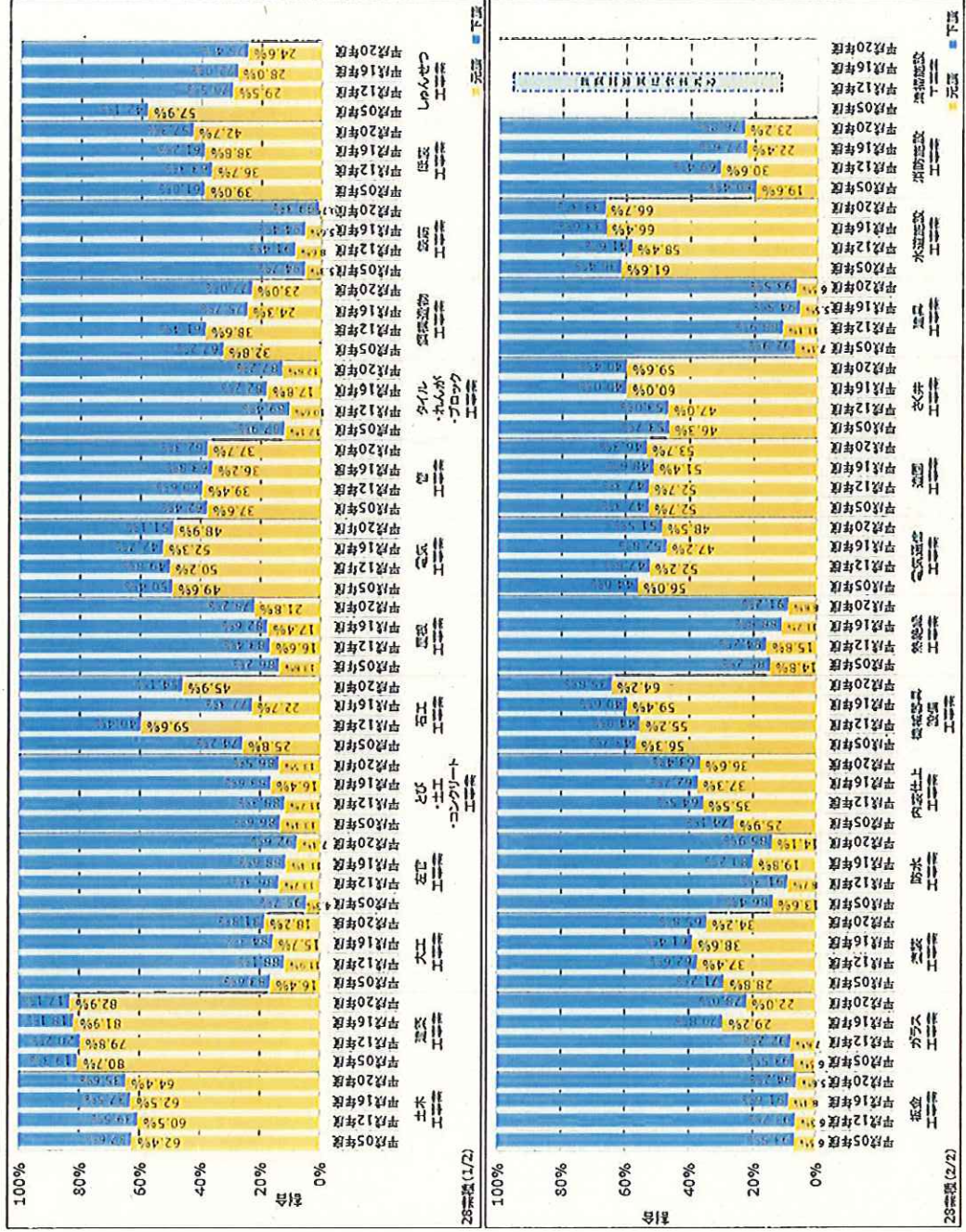


6. 28業種ごとの元請・下請比率の推移

- 28業種の元請・下請比率は、業種によりその占める割合が大きく異なり、28業種のうち建築工事業における元請比率が最も高く、鉄筋工事業は最も低くなっている。
- なお、石工工事業やしゅんせつ工事業を除き、いずれの業種においても経年的に大きな差異は生じていない。

元請比率
= (元請完成工事高 / 完成工事高)

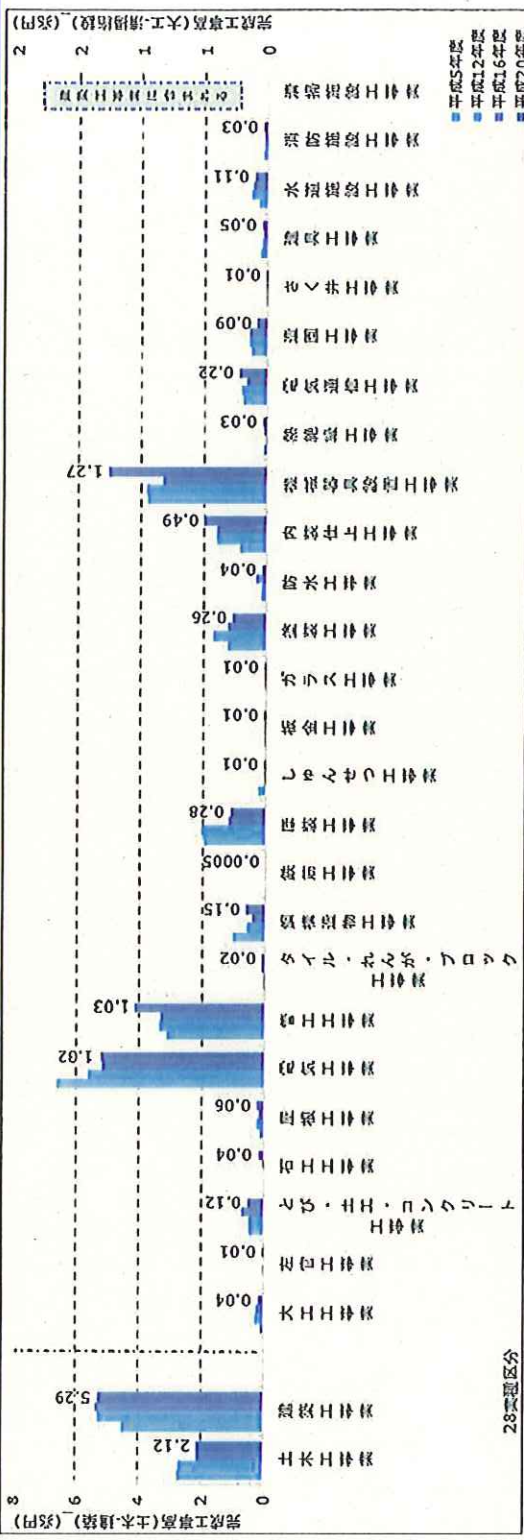
下請比率
= (下請完成工事高 / 完成工事高)



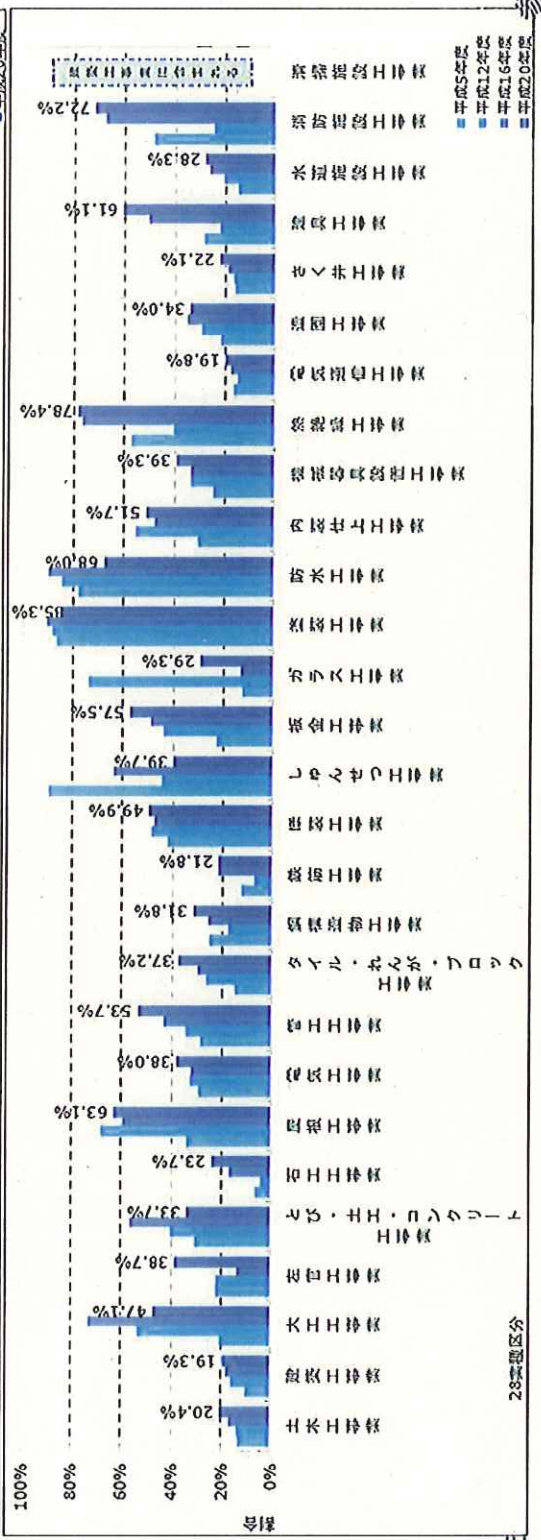
7. 28業種ごとの元請維持・修繕完成工事高、元請完成工事高に占める割合の推移

- 28業種ごとの元請維持・修繕完成工事高は平成5年度に比べ、維持傾向または微増傾向にあり、完成工事高に占める割合はいずれの業種においても増加傾向にある。
- 土木事業では7.3%増(H5:13.1→H20:20.4%)、建築事業では9.3%増(H5:10.0→H20:19.3%)となっている。

元請維持・修繕完成工事高



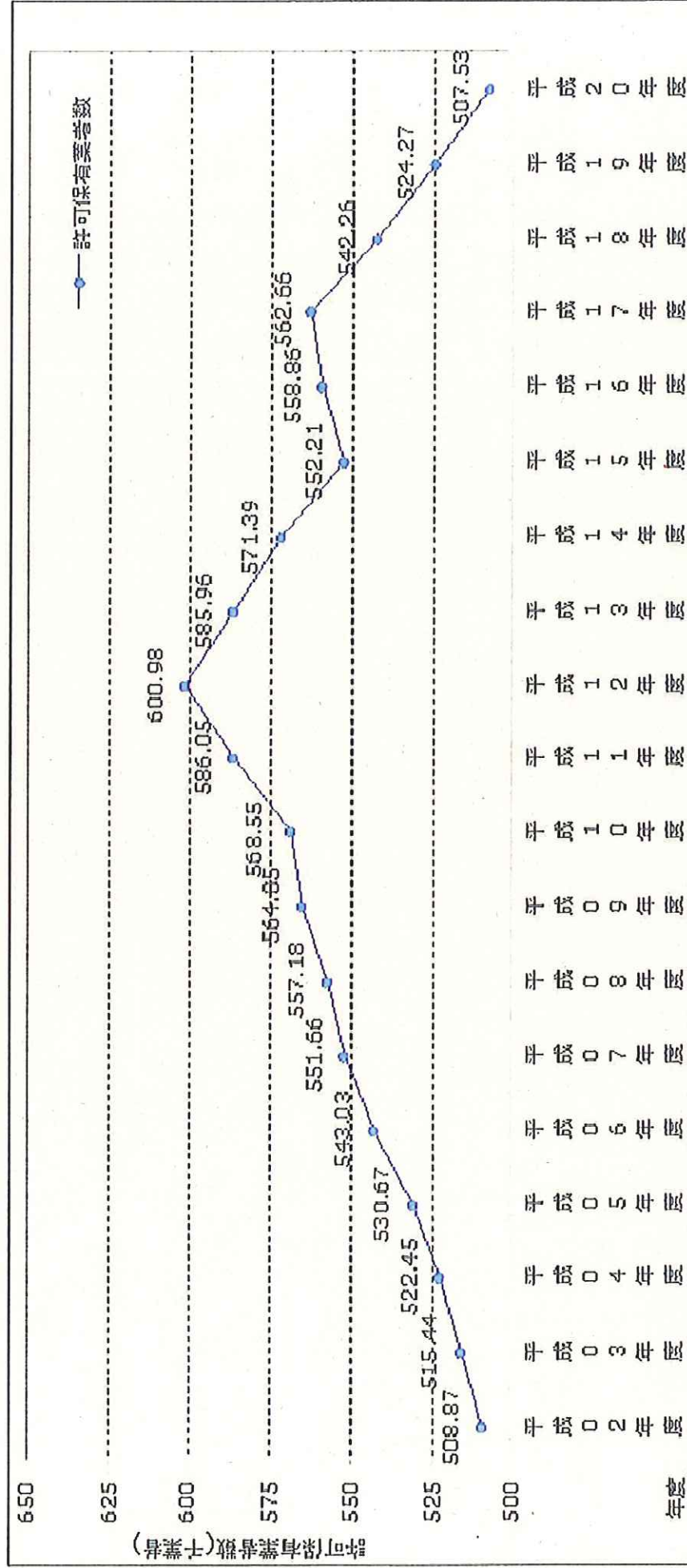
元請維持・修繕完成工事高の元請完成工事高に占める割合





8. 許可保有の業者数(H2～H20年度)

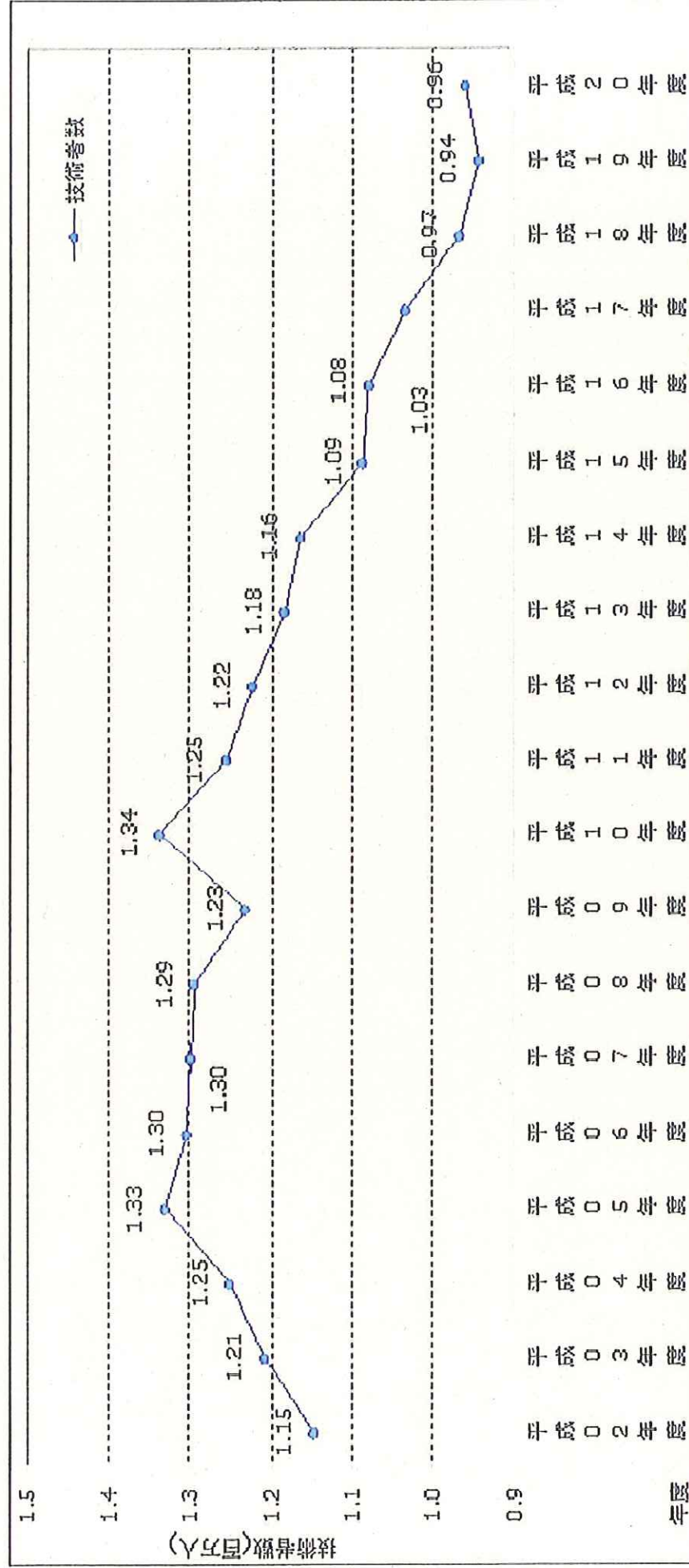
●平成20年度の建設業許可業者数は平成2年度と同程度の業者数となっているが、ピーク時の平成12年度に比べ、16%減(H12:600.98→H20:507.53千業者)と減少傾向にある。





9. 技術者数(H2～H20年度)

●平成20年度の建設業者に雇用されている技術者数は平成2年度よりも低下しており、ピーク時の平成10年度に比べ、28%減(H12:1.34→H20:0.96百万人)と減少傾向にある。



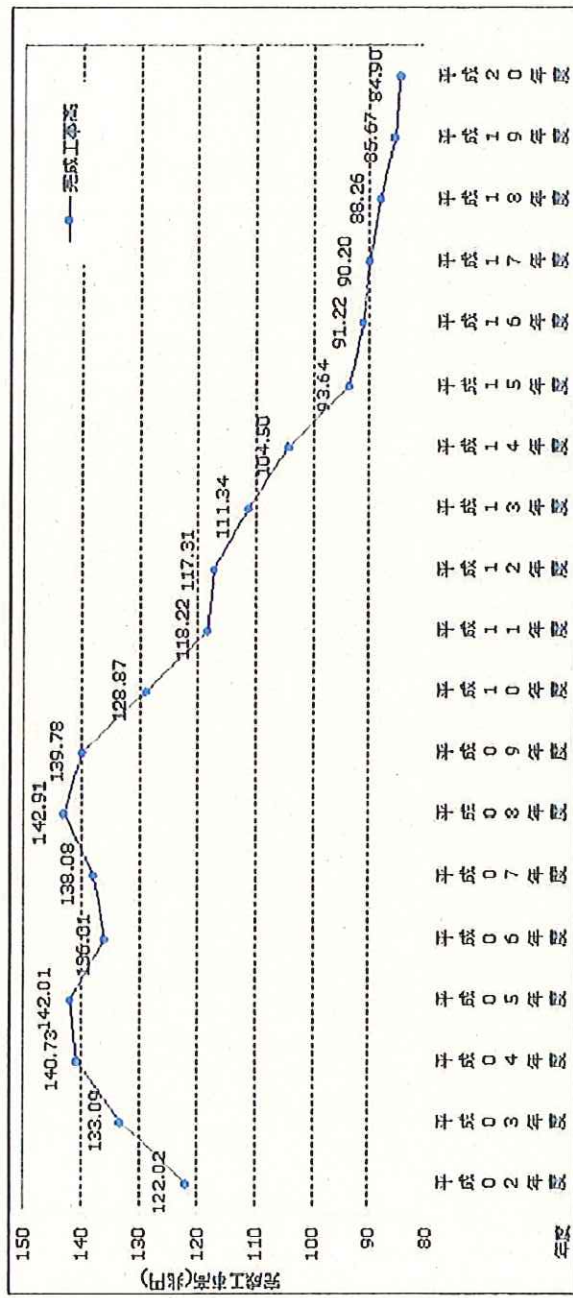
技術者:工事の設計、概算又は現場施工の管理・監督者にあたる者

10. 完成工事高(H2～H20年度)

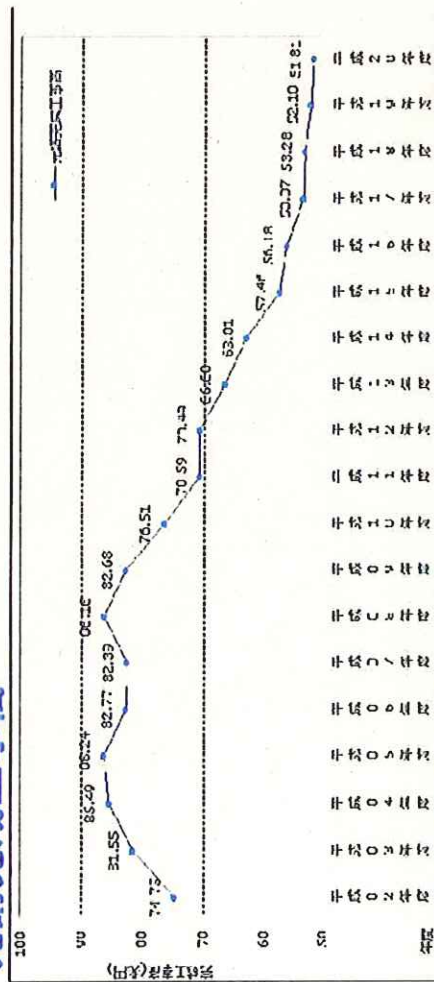


● 完成工事高は平成2年度に比べ、30%減(H5:122.02→H20:84.90兆円)、さらにピーク時の平成8年度に比べ41%減(H8:142.91→H20:84.90兆円)となっており、元請・下請の完成工事高についても同様の減少傾向にある。

完成工事高

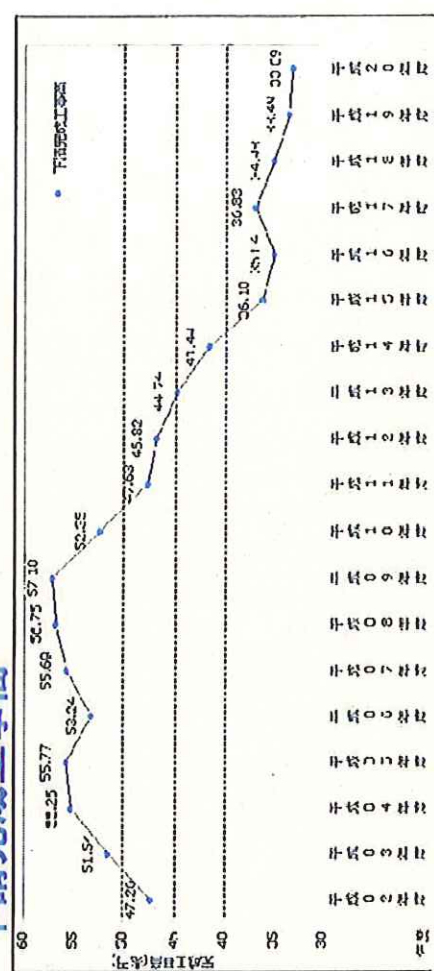


元請完成工事高



出典)建設工事施工統計調査

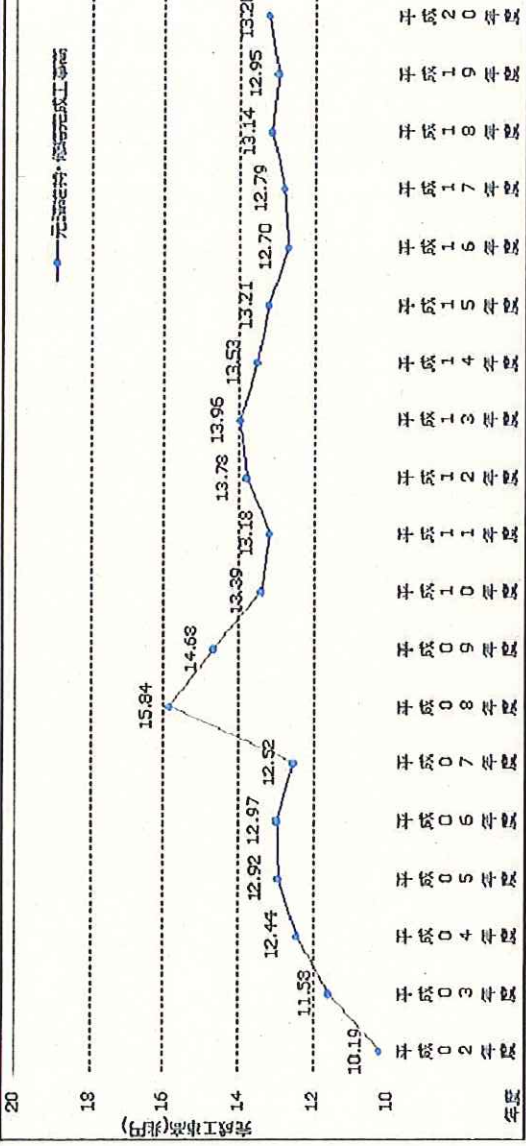
下請完成工事高



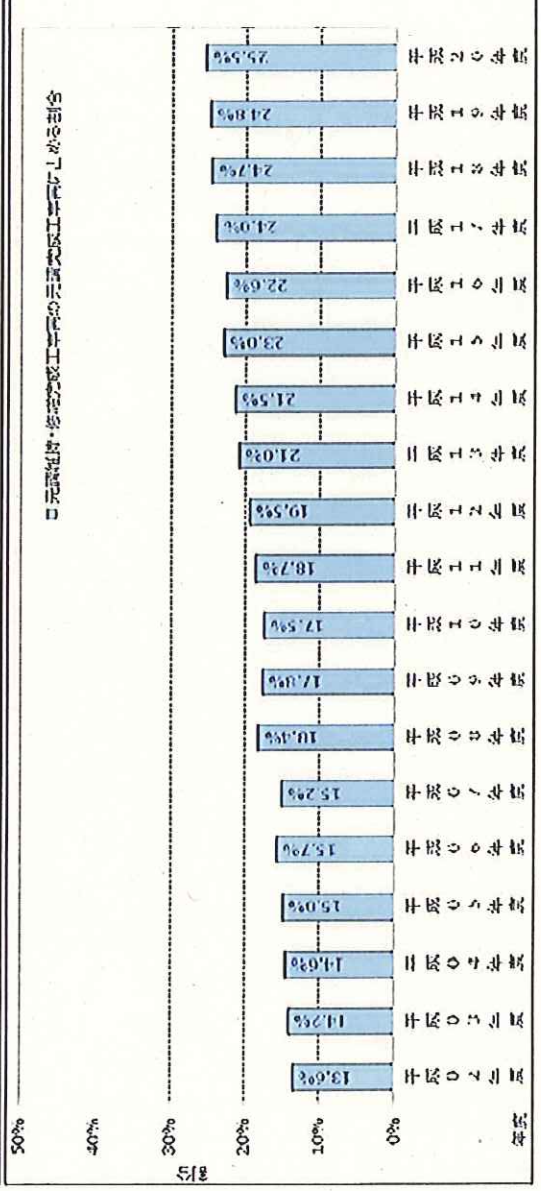
参13-10

11. 元請維持・修繕完成工事高と、元請完成工事高に占める割合(H2～H20年度)国士交通省

- 元請維持・修繕完成工事高は平成2年度に比べ、30%増(H2:10.19→H20:13.20兆円)と増加傾向にある。
- また元請維持・修繕完成工事高の元請関係工事高も、平成2年度に比べ、12%増(H2:13.6→H20:25.5%)の増加傾向にある。



元請維持・修繕完成工事高



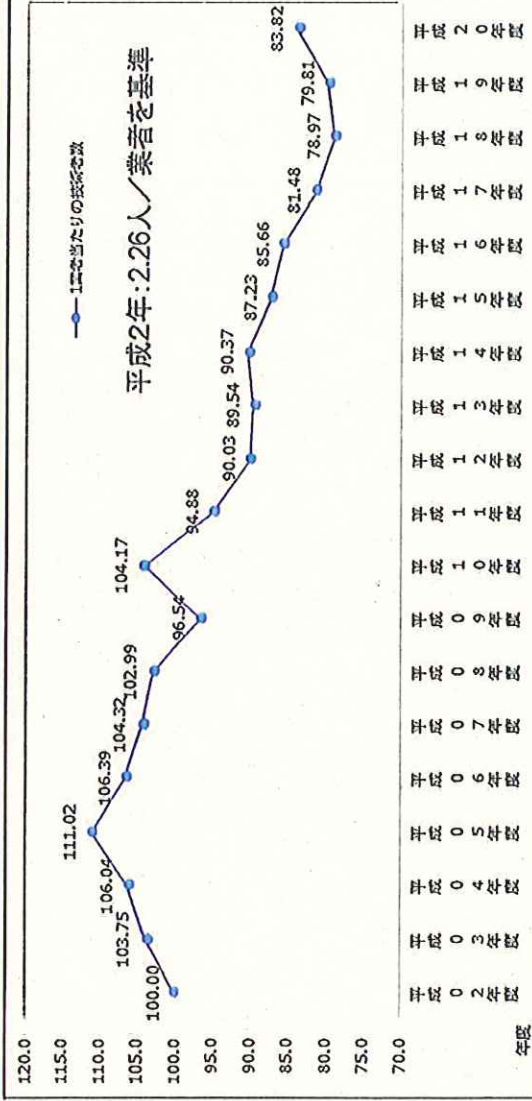
元請維持・修繕完成工事高の元請完成工事高に占める割合

12. 1業者当たりの技術者数、1技術者当たりの完成工事高(H2～H20年度)

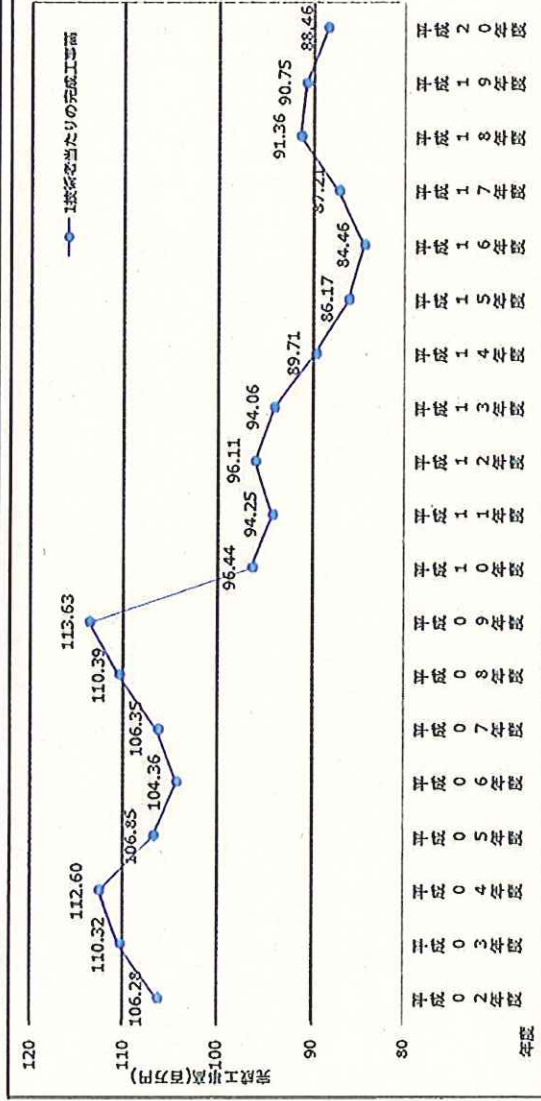
- 1業者当たりの技術者数は減少傾向にあり、平成2年の79%(H18年最低)まで低下している。
- 一方、1技術者当たりの完成工事高は平成2年度に比べ、17%減(H2:106.28→H20:88.46百万円)と減少傾向にある。

1業者当たりの技術者数

1業者当たりの技術者数
= (技術者数/建設業許可業者数)



1技術者当たりの完成工事高



業種別の他業種取得割合

参考資料14

他に保有している許可業種の割合

業種	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	橋	ほ	し	板	方	盗	防	内	機	絶	通	固	井	具	水	消	汚
土	35.7%	13.9%	4.7%	79.7%	35.4%	8.9%	28.6%	9.1%	32.1%	4.2%	62.0%	30.1%	3.7%	3.5%	15.9%	5.9%	10.9%	2.9%	3.1%	1.2%	15.6%	1.2%	4.4%	58.0%	3.4%	0.2%		
建	29.0%	—	30.5%	28.7%	13.3%	15.6%	14.7%	18.2%	18.2%	4.5%	19.1%	10.0%	5.2%	4.7%	11.3%	7.5%	23.3%	1.7%	3.9%	0.5%	5.6%	0.3%	6.5%	17.2%	1.2%	0.1%		
大	30.2%	81.6%	—	38.4%	24.6%	41.7%	3.1%	11.1%	40.2%	28.8%	12.7%	22.9%	14.3%	15.2%	22.8%	18.6%	52.1%	1.2%	12.3%	0.5%	5.6%	0.3%	17.6%	20.9%	1.1%	0.1%		
左	35.3%	51.8%	55.7%	—	52.9%	53.7%	4.8%	14.3%	58.9%	42.5%	34.6%	29.5%	22.1%	48.7%	46.9%	57.8%	57.8%	1.9%	42.0%	0.7%	8.1%	0.5%	49.8%	27.2%	1.6%	0.1%		
と	70.9%	31.4%	15.7%	6.3%	—	33.1%	10.3%	3.9%	20.7%	10.7%	31.6%	5.7%	52.9%	26.6%	5.2%	4.8%	17.1%	7.8%	3.0%	4.3%	1.0%	12.8%	0.8%	6.0%	45.2%	1.9%	0.1%	
石	87.6%	40.6%	28.1%	17.1%	92.2%	—	24.4%	5.0%	26.3%	26.2%	67.0%	12.8%	82.9%	63.4%	15.6%	15.3%	36.8%	2.2%	13.8%	1.0%	18.6%	0.8%	16.2%	78.8%	2.4%	0.2%		
屋	35.1%	76.3%	76.1%	28.6%	45.8%	39.1%	—	5.0%	15.3%	71.0%	44.9%	19.1%	30.4%	21.7%	37.0%	38.4%	78.6%	2.2%	22.7%	0.8%	7.8%	0.4%	30.5%	28.4%	1.9%	0.1%		
電	13.2%	9.6%	3.8%	1.7%	11.7%	5.3%	3.4%	—	22.3%	3.4%	8.3%	1.4%	7.6%	4.1%	1.8%	5.4%	2.7%	5.4%	8.0%	1.8%	14.6%	2.2%	0.5%	2.2%	9.9%	16.3%	0.4%	
管	47.4%	23.3%	8.5%	3.2%	38.6%	17.6%	6.4%	13.9%	—	6.4%	20.4%	2.9%	31.9%	15.7%	3.4%	2.8%	10.4%	3.4%	10.5%	3.2%	2.3%	9.7%	1.8%	3.6%	42.7%	9.2%	0.5%	
夕	37.6%	75.1%	76.6%	32.7%	50.0%	43.9%	74.1%	5.2%	16.0%	—	47.2%	22.0%	32.4%	23.5%	27.1%	38.3%	77.1%	2.9%	23.8%	0.9%	8.5%	0.5%	30.3%	30.1%	2.0%	0.5%		
鋼	66.4%	46.2%	27.4%	11.8%	73.4%	55.9%	23.4%	6.4%	25.4%	23.5%	—	12.2%	60.4%	47.6%	12.0%	10.7%	26.5%	7.5%	7.5%	1.6%	12.5%	0.9%	12.8%	58.8%	2.6%	0.3%		
筋	43.0%	57.0%	59.9%	47.5%	65.3%	52.9%	49.2%	5.4%	17.7%	54.2%	60.5%	—	38.1%	29.5%	44.9%	51.1%	48.3%	2.5%	40.7%	0.9%	11.1%	0.7%	46.7%	35.3%	1.7%	0.2%		
床	98.1%	37.2%	16.7%	6.3%	94.0%	53.0%	12.1%	4.5%	30.4%	12.4%	46.3%	5.9%	—	46.4%	5.3%	5.1%	22.3%	7.9%	14.2%	2.1%	4.5%	1.1%	18.0%	1.0%	6.1%	76.4%	2.7%	0.2%
し	99.6%	40.6%	21.8%	9.8%	98.9%	84.8%	18.1%	5.1%	31.3%	18.8%	76.2%	9.6%	96.9%	—	8.8%	8.8%	11.1%	19.2%	2.6%	8.2%	1.1%	19.3%	1.2%	9.4%	94.7%	2.4%	0.3%	
板	29.0%	49.8%	54.2%	50.6%	45.5%	48.7%	72.1%	5.2%	15.8%	53.4%	45.0%	34.8%	26.0%	20.7%	—	49.9%	54.7%	58.3%	2.9%	44.4%	0.8%	7.5%	0.5%	55.0%	24.6%	1.8%	0.2%	
方	36.1%	60.5%	58.6%	55.2%	55.7%	64.1%	68.2%	6.3%	17.4%	67.8%	53.7%	45.6%	33.2%	27.1%	66.8%	—	68.4%	73.0%	2.7%	57.4%	1.0%	9.6%	0.6%	89.5%	31.5%	2.2%	0.2%	
塗	46.6%	40.8%	30.8%	22.7%	56.4%	43.5%	28.3%	5.9%	18.4%	27.1%	46.1%	14.7%	41.3%	31.0%	21.1%	19.3%	—	37.9%	3.4%	17.3%	1.4%	11.6%	0.6%	22.6%	38.4%	2.2%	0.2%	
防	35.3%	54.6%	50.9%	45.3%	52.3%	42.3%	49.7%	6.0%	16.3%	47.0%	40.9%	28.1%	29.4%	20.0%	41.9%	39.1%	76.9%	—	60.3%	3.4%	1.0%	1.4%	0.6%	22.6%	38.4%	2.2%	0.2%	
内	23.5%	61.8%	51.6%	16.7%	31.1%	22.4%	42.7%	4.3%	10.9%	40.1%	27.7%	10.7%	19.3%	12.5%	16.2%	15.2%	25.9%	21.9%	—	1.9%	12.8%	0.9%	5.1%	0.3%	20.3%	17.5%	1.6%	0.1%
機	21.1%	14.6%	4.1%	1.8%	24.5%	6.4%	4.1%	21.6%	45.6%	5.0%	26.0%	1.8%	9.7%	5.7%	2.7%	1.9%	8.4%	6.3%	—	—	2.9%	5.7%	2.3%	1.7%	3.0%	16.5%	8.5%	2.0%
絶	37.5%	58.6%	68.2%	67.9%	58.2%	67.0%	66.9%	8.0%	23.4%	69.3%	55.8%	48.0%	34.5%	29.8%	69.0%	66.6%	71.3%	71.6%	4.8%	—	—	1.4%	9.8%	0.8%	67.6%	33.8%	3.2%	0.4%
通	13.1%	7.2%	2.3%	1.0%	11.5%	4.4%	2.3%	58.6%	15.1%	2.3%	8.1%	0.9%	7.1%	3.5%	1.1%	1.0%	5.2%	4.4%	8.5%	1.3%	—	—	1.5%	0.3%	1.6%	23.9%	0.4%	—
固	75.6%	33.2%	12.6%	5.3%	69.9%	36.5%	9.5%	4.1%	28.5%	10.0%	29.5%	5.3%	55.3%	28.4%	4.7%	4.5%	19.3%	11.4%	1.6%	4.0%	0.7%	—	1.2%	5.8%	48.1%	1.3%	0.2%	
井	62.1%	19.3%	6.4%	3.4%	55.0%	19.8%	5.8%	9.6%	56.6%	5.7%	21.8%	3.7%	33.4%	18.1%	3.5%	3.0%	11.4%	6.4%	12.2%	3.4%	1.5%	13.0%	—	3.7%	50.8%	13.1%	0.8%	
具	26.2%	48.2%	48.8%	40.2%	40.3%	39.5%	46.3%	4.9%	12.9%	44.1%	37.5%	27.5%	23.1%	17.2%	42.8%	52.0%	46.4%	56.9%	2.5%	33.8%	0.9%	6.9%	0.4%	—	21.4%	1.8%	0.1%	
水	95.5%	36.2%	16.4%	6.2%	86.5%	54.3%	12.2%	6.4%	43.9%	12.4%	48.6%	5.9%	82.3%	48.8%	5.4%	5.2%	22.4%	13.8%	3.9%	4.8%	1.3%	16.9%	1.7%	6.0%	—	5.7%	0.4%	—
消	32.5%	13.7%	5.0%	2.0%	20.3%	9.0%	4.5%	57.9%	52.6%	4.5%	11.8%	1.6%	16.1%	6.7%	2.2%	2.0%	7.2%	7.0%	11.2%	2.5%	21.1%	2.6%	2.4%	2.9%	31.8%	—	0.6%	—
汚	55.4%	39.8%	8.5%	4.6%	42.8%	16.7%	9.2%	37.8%	72.8%	28.6%	40.1%	4.6%	25.2%	20.1%	5.5%	4.6%	21.5%	13.1%	72.1%	8.5%	10.1%	10.1%	3.7%	6.2%	54.5%	17.1%	—	—

(50%以上を水色に着色)

※ 建設業許可業者数(H23.3.末現在)

■業種の新設要望（法第3条別表第1の改正）

要望業種	内容	要望者	備考
「電気設備一式工事業」	※「電気工事業」からの独立 or 名称変更	H16.11 (社)神奈川県電業協会	・「建築一式」「土木一式」と対等なパートナーシップの観点
「鉄骨工事業」	※「鋼構造物工事業」からの独立 or 名称変更	H19.3 (社)全国鐵骨工業協会	
「浄化槽工事業」	※「管工事業」からの独立	H20.1 (社)和歌山県浄化槽協会	
「造工事業」	※「内装仕上工事業」からの独立	H20.5 全日本造業協同組合	
「機械設備一式工事業」	※「管工事業」からの独立 or 名称変更	H20.10 (H19.12, H16.11) (社)神奈川県空調衛生工業会	・「建築一式」「土木一式」と対等なパートナーシップの観点
「建築改修一式工事業」	※「建築一式工事業」からの独立	H21.1 (社)マンション計画修繕施工協会	
「あと施工アンカー工事業」	※「とび・土工工事業」からの独立 or 明示	H21.1 あと施工アンカー工事協同組合	・業種区分設立が困難であれば、建設工事の種類「とび・土工」へ明示でも可。
「ガラスフィルム工事業」	※「内装仕上工事業」からの独立	H21.3 日本ガラスフィルム工事業協会・関西支部	
「管きよ更生工事業？」	※「土木一式工事業」「管工事業」からの独立？	H21.6 下水道事業促進議員連盟	・「管きよ更生工法の品質確保を図るため、建設業の許可に係る業種の認定に向けて検討を進めること。」
「落水工事業」	※「とび・土工工事業」からの独立 or 明示	H21.10 (H20.4) (社)日本落水協会	・業種区分設立が困難であれば、建設工事の種類「とび・土工」へ明示でも可。
「足場工事業」	※「とび・土工工事業」からの独立	H21.11 全国仮設安全事業協同組合	・業種独立できれば、社会的にも認知され、災害減少に役立つ。」
「解体工事業」	※「とび・土工工事業」からの独立	H22.1 (H19.6) (社)全国解体工事業団体連合会	
「改修工事業」	※「改修業種」の創設 ※改修資格者制度の創設とも	H22.12 (社)マンション計画修繕施工協会	

※業種の「明示」については、許可事務ガイドライン(通達)の修正で対応可能
※アセスメントに関する有識者の中には、「アセスメント除去工事」を建設業で対応すべきとの意見がある。

■技術者要件への要望（省令第7条3一覽表の改正）

要望内容	要望者	備考
○型枠工事 1級型枠技能士資格を大工工事業の資格要件に追加	H22.1 (社)日本建築大工工事業協会	

■「建設工事の例示」への明示要望（許可事務ガイドライン別表1 (H13建設業課長通達)の改正）

要望内容	要望者	備考
○住宅の吹きつけ断熱材工事 ※「内装仕上工事業」への明示	H19.7 北海道プローイング断熱工事業協同組合	・住宅の断熱工事が明確に位置づけられていないとの主張

※ 上記は、建設業課において把握しているもの。

監理技術者・主任技術者の現場配置と専任制

参考資料16

1. 工事現場には、主任技術者を設置。[建設業法 § 26①]

趣旨：工事現場で施工管理を行う主任技術者の設置を義務づけ、建設工事の適正な施工を確保。

2. 3,000万円(建築一式工事は4,500万円)以上を下請へ発注する場合は、監理技術者を設置。[法 § 26②]

趣旨：工事現場での施工管理と、下請人に対する指導監督を適切に行う監理技術者の設置を義務づけ、建設工事の適切な施工を確保。

3. 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものは、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で設置。[法 § 26③]

趣旨：監理技術者又は監理技術者が行える工事の施工管理には限界があるため、特に適正な施工が強く求められる公共施設等に関する重要な工事については、監理技術者等の他の建設現場との兼任を禁止し、適正な施工を厳格に確保。

① 監理技術者・主任技術者の専任が義務づけられる建設工事

請負代金の額が2,500万円(建築一式工事は5,000万円)以上の工事で、次の建設工事(建設業法施行令 § 27①)

- ・国又は地方公共団体が注文者である施設 等
- ・鉄道、道路、橋、ダム、港湾施設、上下水道、電気事業用施設、ガス事業用施設 等
- ・学校、病院、百貨店、事務所、ホテル、共同住宅、工場 等

② 専任を要しない建設工事

i) 密接な関係のある二以上の工事を同一又は近接した場所で施工する場合(施行令 § 27②)
密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者が複数工事を管理できる。

「密接な関係にある二以上の工事」：下水道工事と区間の重なる道路工事など

ii) 工作物等に一体性がある認められる場合(監理技術者制度運用マニュアル(建設業課長通知))
契約工期の重複する複数の建設工事で、対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初以外は随契に限る。)
は、一の工事とみなされ、同一の専任の監理技術者又は主任技術者が複数工事を管理できる。

監理(主任)技術者の専任について

～監理技術者制度運用マニュアル(H16.3.1通知)～

○監理(主任)技術者の専任制については、建設業法第26条第3項において規定

(主任技術者及び監理技術者の設置等)

○建設業法第26条第3項

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で2,500万円以上(建築一式工事の場合は、5,000万円以上)の場合は工事現場ごとに専任が必要

○その制度運用については、『監理技術者制度運用マニュアル』において規定

専任 =

他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること

★ただし、以下の期間については専任は要しない

(マニュアル「(2)監理技術者等の専任期間」より)

- ①現場施工に着手するまでの期間や検査終了後の後片づけ等のみが残っている期間
- ②用地確保未了、自然災害、文化財調査等により工事が全面的に中止している期間
- ③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作のみが行われている期間

○製作・設置等工事における
監理技術者の工事現場への専任期間

専任期間

(現場)

現場施工

現場搬入

工場製作

(工場)

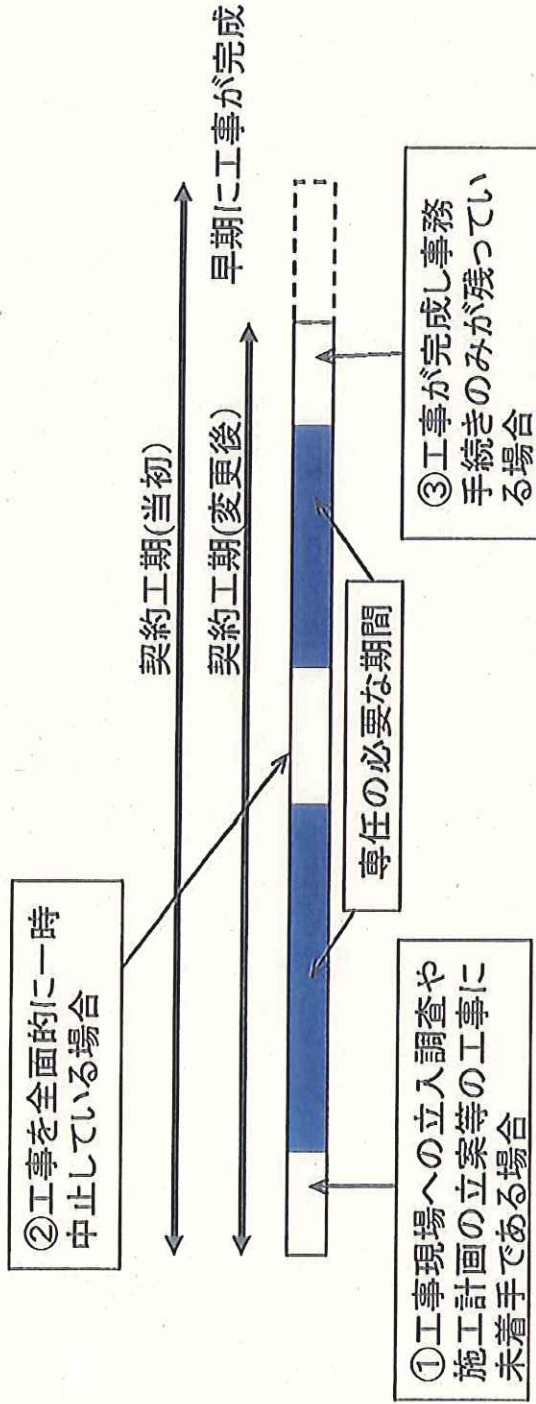
※工場製作中は、別の
技術者が担当

監理(主任)技術者の専任について

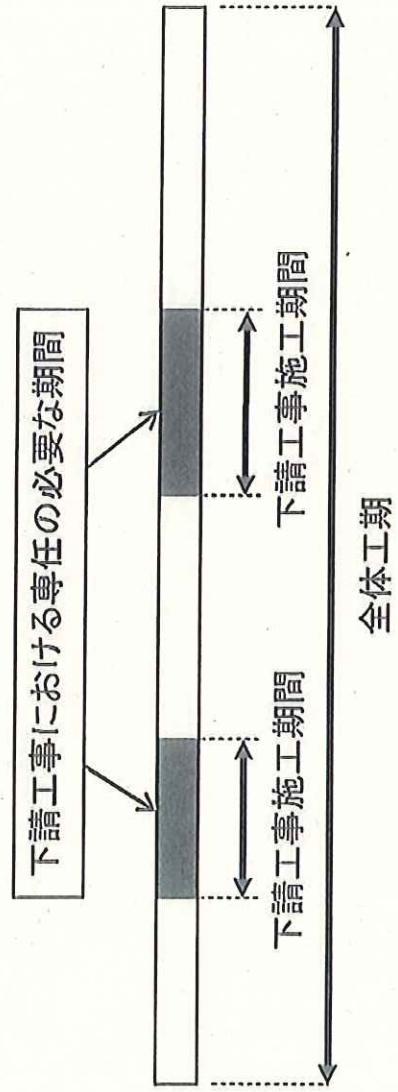
【専任で設置すべき期間】

発注者から直接請け負った建設業者が、監理技術者等を専任で配置すべき期間は契約工期が基本であるが、以下の場合については、発注者と建設業者の間で書面により明確になっている場合は専任を要しない。

(元請)



(下請)



監理技術者及び主任技術者の兼任の範囲

専任工事における兼務可能な範囲

営業所における専任の技術者の取扱いについて
(課長通知 国総建18号 H15.4.21)

営業所の専任技術者が現場の非専任の技術者と兼務が可能

～抜粋～

当該営業所において副負契約が締結された建設工事であつて、工事現場の職務に依りながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりつづる体制にあるものについては、当該営業所において営業所専任技術者である者が、当該工事の現場における主任技術者又は監理技術者(法第26条第3項に規定する専任を要する者を除く、以下「主任技術者等」といふ。)となつた場合についても、「営業所に常勤して専らその職務に従事しているもの」として取り扱う。

近接する場合

営業所

施工現場

2つ上の現場が近接する場合

工作物に一体性が認められる場合

監理技術者制度運用マニュアルについて
(課長通知 国総建315号 H16.3.1)

工作物等に一体性が認められるものは同一の監理技術者が複数の工事を管理することができる。(ただし、当初以外は副負契約に限る。)

～抜粋～

同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する要約工期の重複する複数の建設工事の発注に係る工事であつて、かつ、それぞれの工事の発注となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の副負契約以外の副負契約が副負契約により締結される場合に限る。)については、全体の工事や当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が重複し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事を同一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数の工事全体を管理することができる。

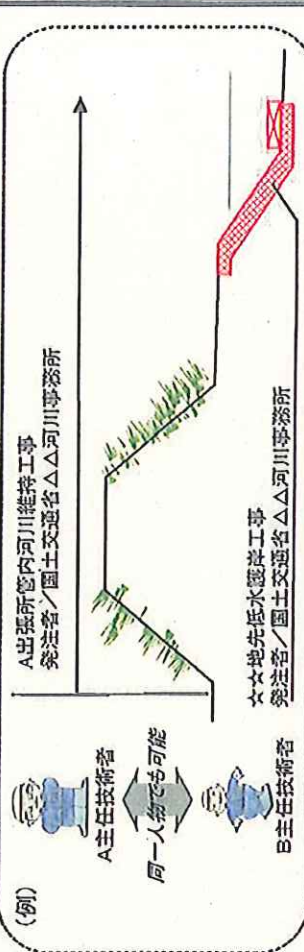
建設業法施行令第27条第2項

建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

同一の専任の主任技術者が2つ以上の建設工事を管理することができる

ただし、

- ・他方が監理技術者の場合は認められない。
- ・加工管理上支障の無いことを発注者が判断



専任金額について (変遷)

改正年	専任が必要な請負金額 (法26条3項)	監理技術者の設置が 必要な下請金額 (法26条2項)	備考
S24	200万円 (電気配線工事、管工事は50万円)		
S31	300万円 (電気配線工事、管工事は80万円)		
S36	300万円 (電気配線工事、管工事、電気通信工事は80万円)		
S46	300万円 (電気工事、管工事、電気通信工事、さく井工事は100万円)	1,000万円	
S49	450万円 (電気工事、管工事、電気通信工事、さく井工事は150万円)	"	
S52	600万円 (電気工事、管工事、電気通信工事、さく井工事は200万円)	"	
S59	900万円 (電気工事、管工事、電気通信工事、さく井工事は300万円)	2,000万円	
S63	1,500万円 (建築一式工事は3,000万円)	2,000万円 (建築工事業は3,000万円)	
H6	2,500万円 (建築一式工事は5,000万円)	3,000万円 (建築工事業は4,500万円)	経済情勢の変化により改正

専任金額(H21年度)

発注件数及び請負金額、物価指数の観点からは専任金額を変更する理由はない。

○発注ロットは建築で縮小傾向

請負金額が5000万円以下の工事件数割合:

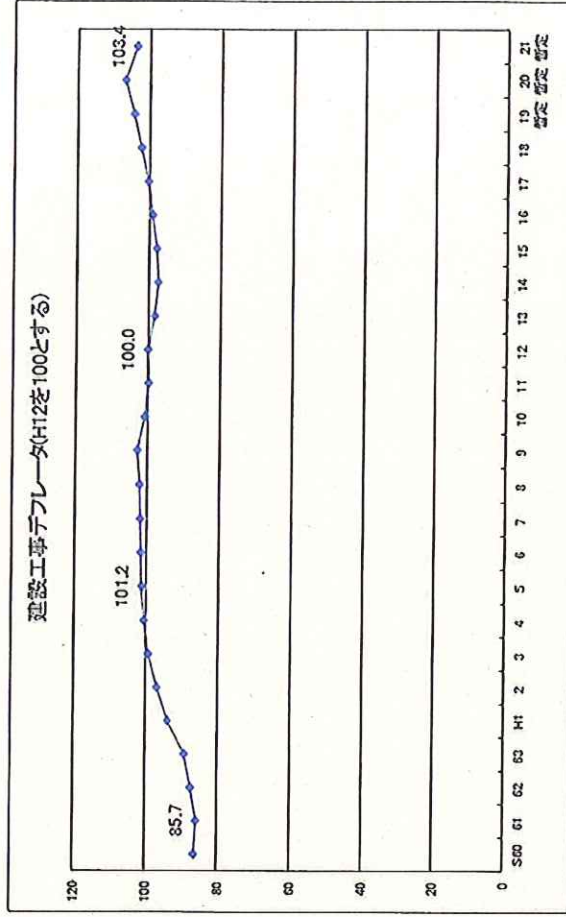
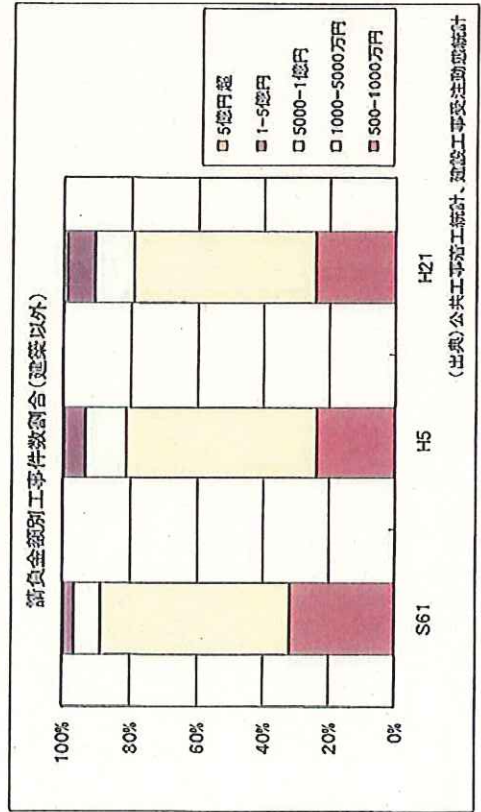
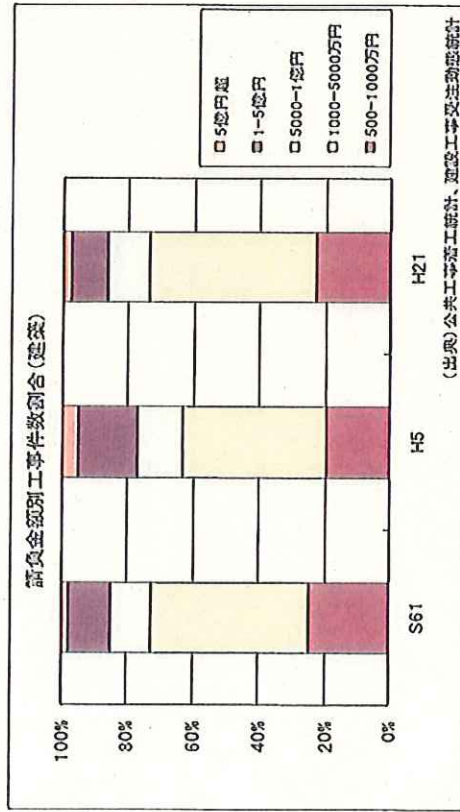
建築:約73%(S61) ⇒ 約63%(H5) ⇒ 約74%(H21)

建築以外:約89%(S61) ⇒ 約81%(H5) ⇒ 約79%(H21)

○物価の推移

建設工事費デフレータの推移(平成12年度を100とした場合)

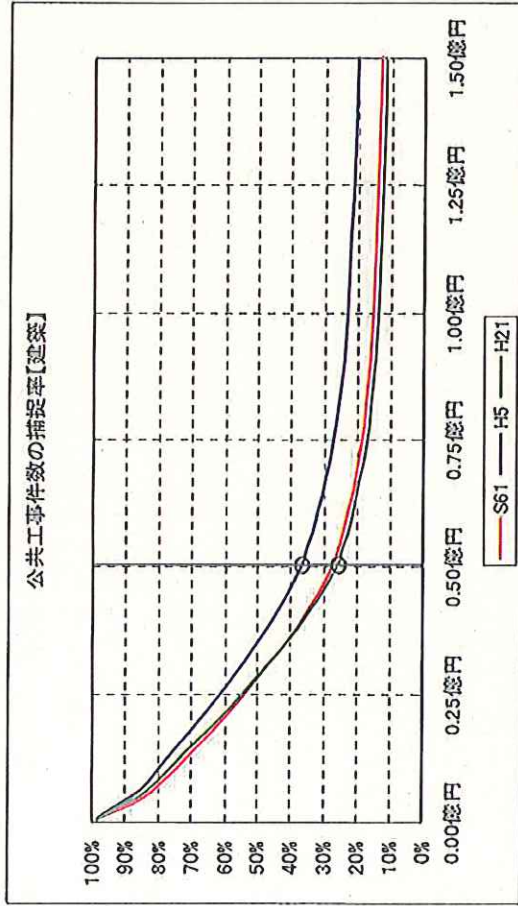
S61:85.7 ⇒ H5:101.2 ⇒ H21:103.4



公共工事件数・公共工事費の補足率(H21年度)

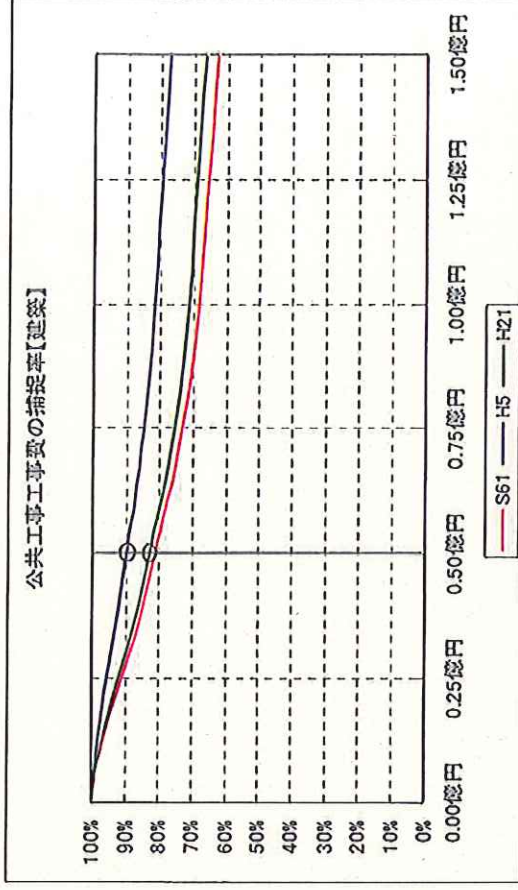
○専任が求められる公共工事件数の捕捉率

建築: H5より減少、S61と同程度
 建築以外: H5と同程度

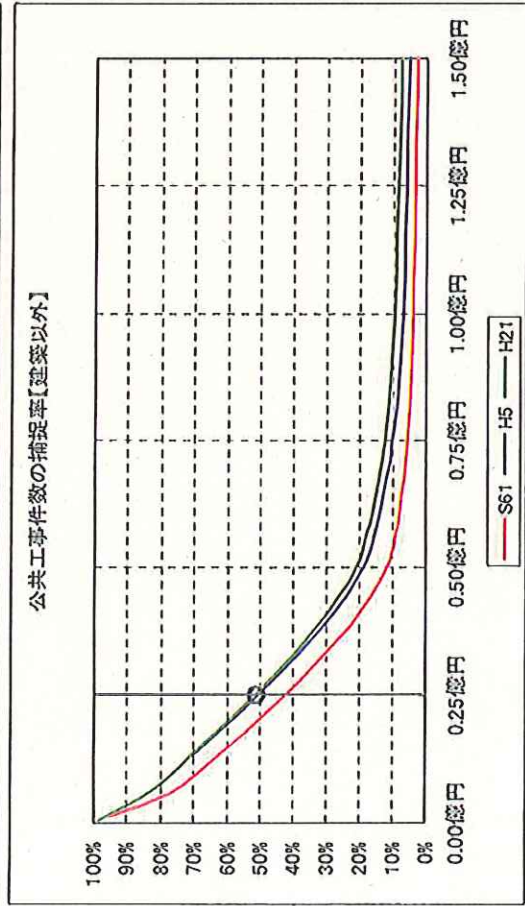


○専任が求められる公共工事費の捕捉率

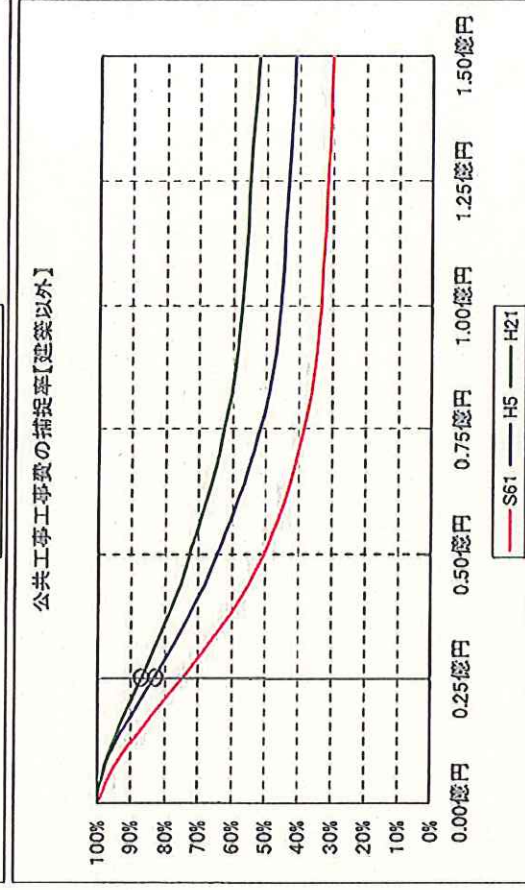
建築: H5より減少、S61より増加
 建築以外: H5より若干増加



○公共工事件数の捕捉率【建築以外】



○公共工事費の捕捉率【建築以外】



その他の参考指標

○ 建設工事費デフレーター

年度	デフレーター
S61	85.7
H5	101.2
H21	103.4

H21/H5=103.4/101.2=1.022

出典: 国土交通省総合政策局情報安全・調査課建設統計室

○ (参考1) m2当たりの工事費予定額 [万円/m2]

年度	A 床面積合計 (m2)	B 工事費予定額 (万円)	B/A
S57	194,834,190	2,221,361,839	11.40
S61	211,103,512	2,594,952,875	12.29
H5	230,847,987	4,115,757,111	17.83
H20	151,393,221	2,625,509,801	17.34

H20/H5=17.34/17.83=0.973

出典: 建築統計年報(第1表 総括表)

○ (参考2) 建築工事1件当たりの工事費予定額 [万円/件]

年度	A 工事件数(件):むね数	B 工事費予定額(万円)	B/A
S57	1,152,314	2,221,361,839	1,928
S61	1,054,534	2,594,952,875	2,461
H5	1,048,236	4,115,757,111	3,926
H20	605,467	2,625,509,801	4,336

H20/H5=4.336/3.926=1.104

出典: 建築統計年報(第5表 総括表)

○ (参考3) 土木工事1件当たりの工事費 [万円/件]

年度	A 工事件数(件)	B 工事費(万円)	B/A
H12	259,307	1,351,737,400	5,213
H21	128,435	658,761,083	5,129

H21/H12=5,129/5,213=0.984

出典: 建設工事受注動態統計調査報告(第8表)(H12年度以降のみ)

監理技術者・主任技術者の補助者の設置の現状

参考資料17

H2O コリンズに登録されている工事件数

1都3県域 (埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県)

業種	300万円 以上 450万円 未満					100万円 以上 500万円 未満					計
	300万円 未満	450万円 以上 100万円 未満	100万円 以上 500万円 未満	500万円 以上 1000万円 未満	1000万円 以上 5000万円 未満	5000万円 以上 10000万円 未満	10000万円 以上 50000万円 未満	50000万円 以上 100000万円 未満	100000万円 以上	計	
1 土木一式工事	7,744	1,676	2,245	1,546	182	128	21	13,542			
2 建築一式工事	1,583	480	733	732	111	89	11	3,739			
3 大工工事	3	0	0	0	0	0	0	3			
4 左官工事	0	0	1	0	0	0	0	1			
5 びび・エレベーター・エ	819	136	147	46	1	0	0	1,149			
6 石工事	0	1	0	0	0	0	0	1			
7 屋根工事	12	2	1	0	0	0	0	15			
8 電気工事	2,136	359	455	336	43	11	0	3,340			
9 管工事	1,861	482	438	265	31	17	0	3,094			
10 タイル・タコ・ブロック・エ	12	0	1	0	0	0	0	13			
11 鋼構造物工事	113	29	50	80	14	20	0	306			
12 鉄筋工事	1	0	0	0	0	0	0	1			
13 舗装工事	2,123	317	255	204	12	8	0	2,919			
14 塗装工事	38	12	25	16	3	1	0	95			
15 板金工事	0	0	0	0	0	0	0	0			
16 ガラス工事	3	0	0	0	0	0	0	3			
17 盗難工事	418	70	46	19	0	0	0	553			
18 防水工事	185	20	9	0	0	0	0	214			
19 内装仕上工事	31	1	5	4	1	0	0	42			
20 機械器具設置工事	1,072	173	222	202	16	7	0	1,692			
21 熱絶縁工事	0	0	1	0	0	0	0	1			
22 電気通信工事	324	73	126	121	16	14	1	675			
23 造園工事	904	131	170	53	1	0	0	1,259			
24 さく井工事	35	2	5	2	0	0	0	44			
25 建具工事	19	4	5	3	0	0	0	31			
26 水道施設工事	1,024	229	262	163	7	1	0	1,686			
27 消防施設工事	61	5	7	5	0	0	0	78			
28 清掃施設工事	40	18	26	33	3	3	0	123			
計	20,561	4,220	5,235	3,830	441	299	33	34,619			

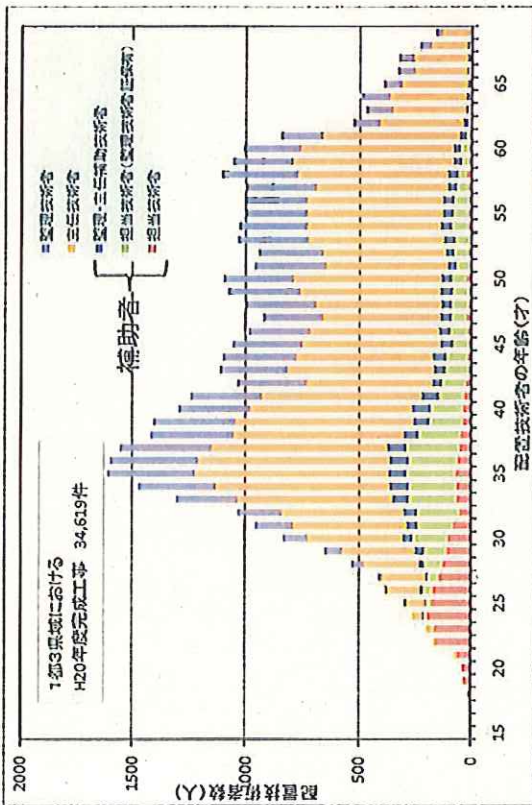
北陸4県域 (新潟県・富山県・石川県・福井県)

業種	300万円 以上 450万円 未満					100万円 以上 500万円 未満					計
	300万円 未満	450万円 以上 100万円 未満	100万円 以上 500万円 未満	500万円 以上 1000万円 未満	1000万円 以上 5000万円 未満	5000万円 以上 10000万円 未満	10000万円 以上 50000万円 未満	50000万円 以上	計		
1 土木一式工事	5,713	1,812	1,722	842	48	35	3	10,175			
2 建築一式工事	450	111	181	179	22	16	0	959			
3 大工工事	1	0	0	0	0	0	0	1			
4 左官工事	0	0	0	0	0	0	0	0			
5 びび・エレベーター・エ	516	87	72	10	5	0	0	690			
6 石工事	2	0	1	0	0	0	0	3			
7 屋根工事	2	0	0	0	0	0	0	2			
8 電気工事	454	85	122	83	5	2	0	751			
9 管工事	1,101	137	99	56	3	1	0	1,397			
10 タイル・タコ・ブロック・エ	1	0	0	1	0	0	0	2			
11 鋼構造物工事	121	38	48	41	4	3	0	255			
12 鉄筋工事	1	0	0	0	0	0	0	1			
13 舗装工事	1,149	98	67	54	1	1	0	1,370			
14 塗装工事	8	6	7	2	0	1	0	24			
15 板金工事	4	0	0	0	0	0	0	4			
16 ガラス工事	0	0	0	0	0	0	0	0			
17 盗難工事	158	14	9	1	0	0	0	182			
18 防水工事	41	1	0	0	0	0	0	42			
19 内装仕上工事	1	0	2	1	1	0	0	5			
20 機械器具設置工事	354	40	89	59	6	1	0	549			
21 熱絶縁工事	0	0	0	0	0	0	0	0			
22 電気通信工事	100	36	57	50	8	2	0	253			
23 造園工事	137	14	7	4	0	0	0	162			
24 さく井工事	94	11	12	0	0	0	0	117			
25 建具工事	0	0	0	0	0	0	0	0			
26 水道施設工事	109	20	13	18	1	0	0	161			
27 消防施設工事	3	0	0	0	0	0	0	3			
28 清掃施設工事	19	4	9	3	0	0	0	35			
計	10,539	2,514	2,517	1,404	104	62	3	17,143			

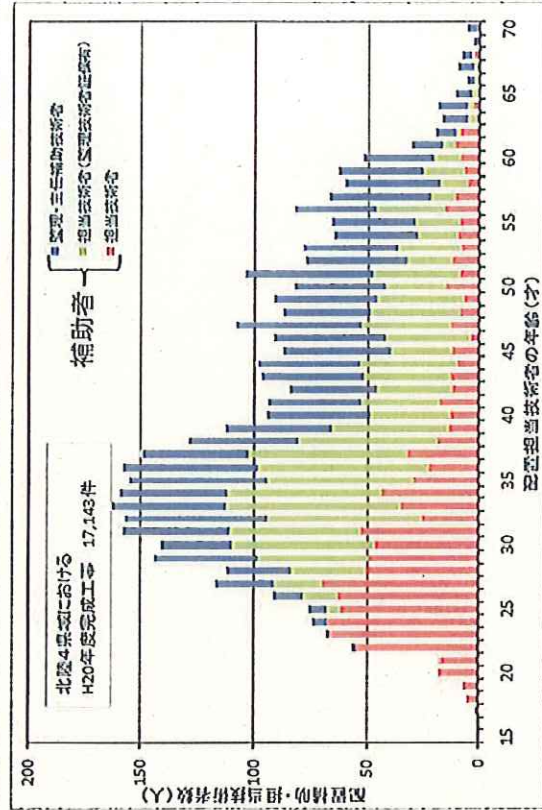
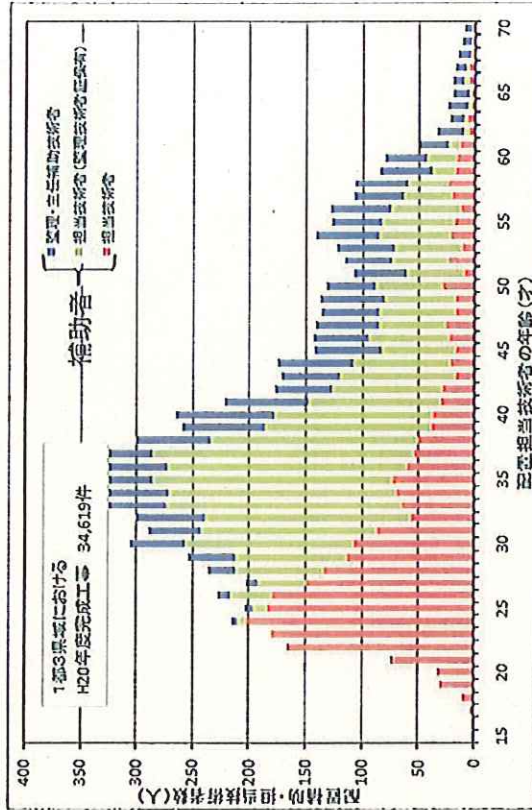
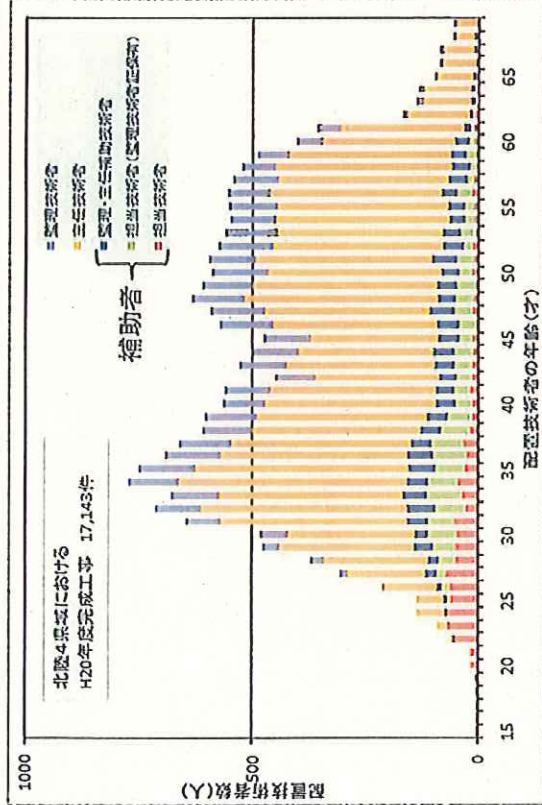
監理技術者・主任技術者の補助者の設置の現状

配置技術者の年齢構成分布 (コリンズデータより)

1都3県域



北陸4県域

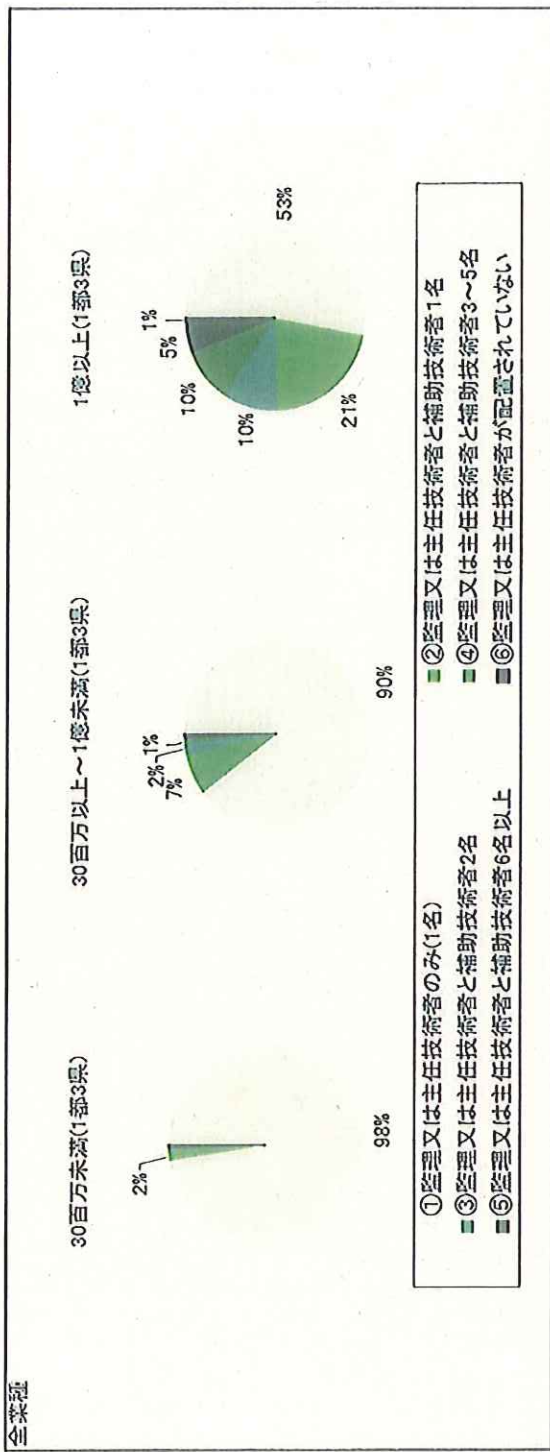


注: 監理・主任補助技術者は、当該工事の監理または主任技術者は1名とし、2名以上登録されている監理または主任技術者。
担当技術者(監理技術者証保有)は、監理技術者証番号がCORINSに登録されている担当技術者。

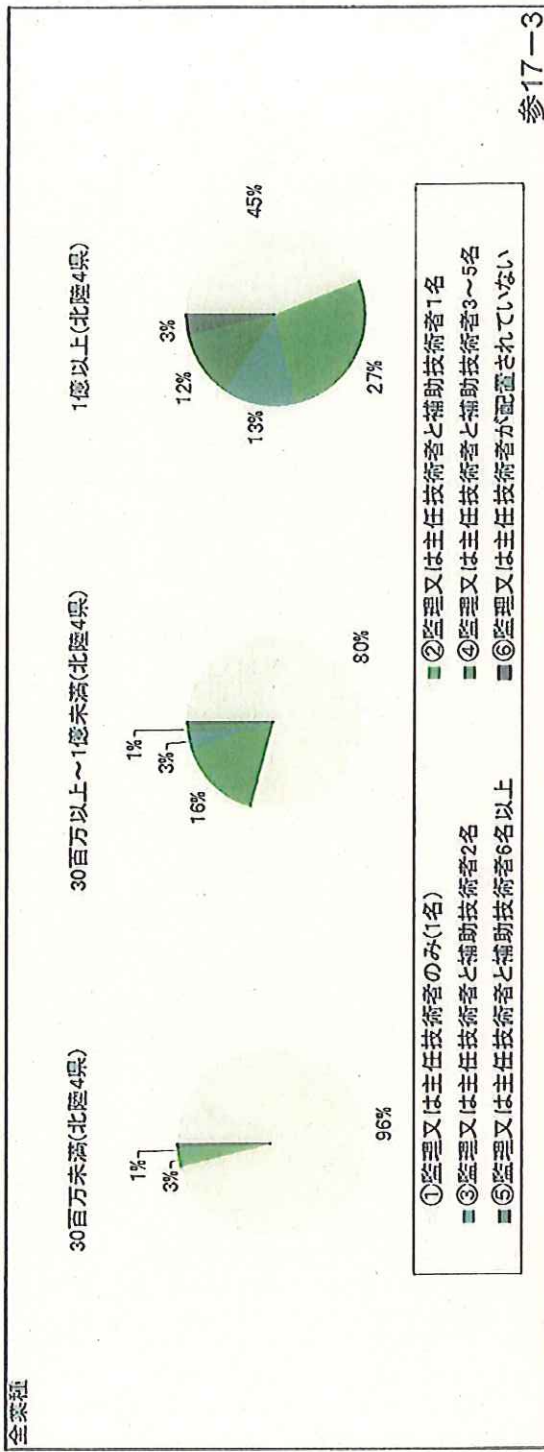
監理技術者・主任技術者の補助者の設置の現状

監理・主任技術者以外の技術者配置状況 (コリンズデータより)

全業種 (1都3県域)



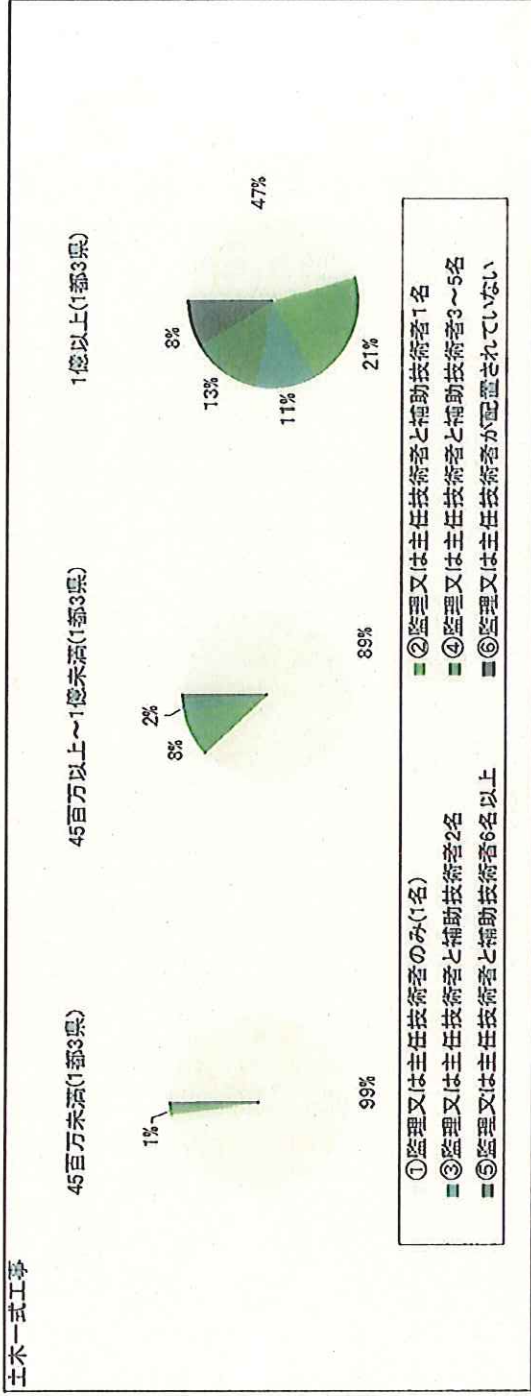
全業種 (北陸4県)



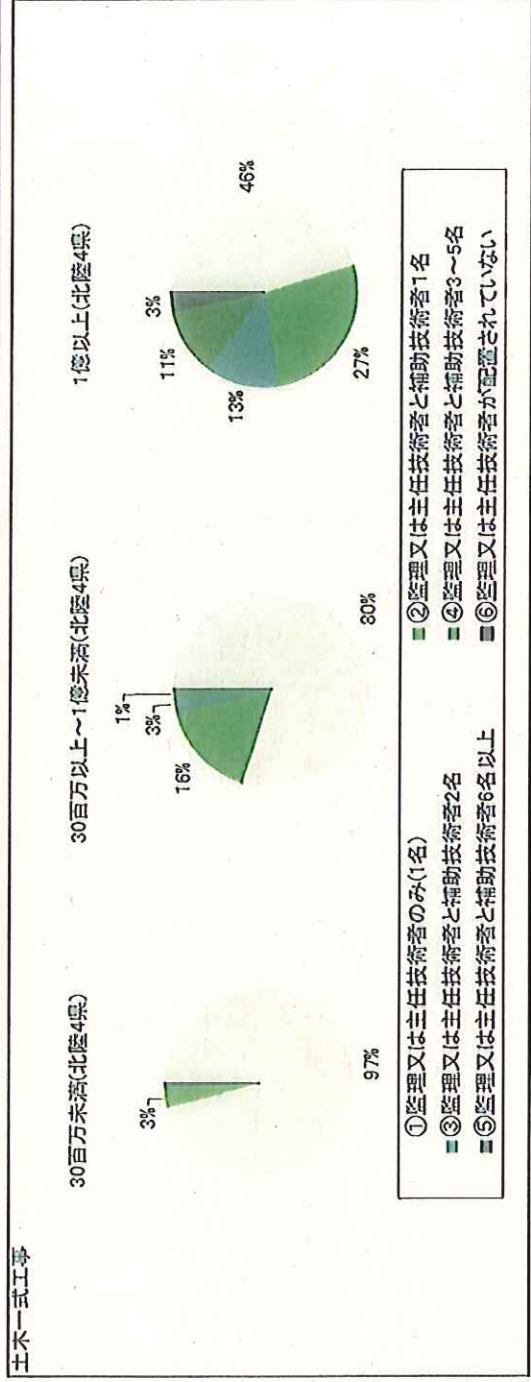
監理技術者・主任技術者の補助者の設置の現状

監理・主任技術者以外の技術者配置状況 (コリンズデータより)

土木一式工事 (1都3県域)

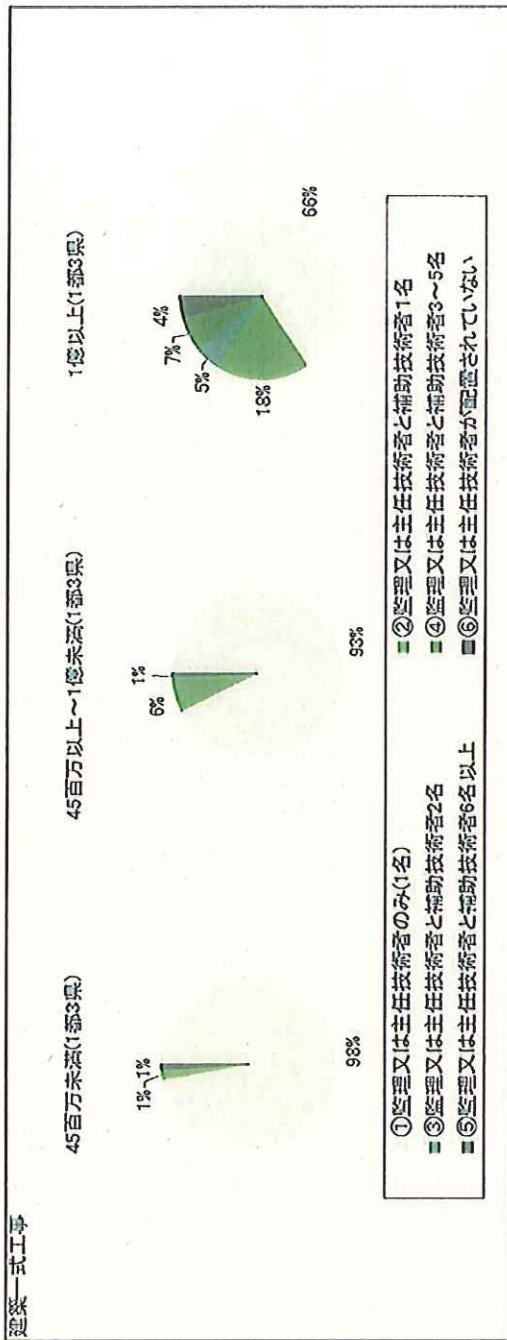


土木一式工事 (北陸4県域)



監理技術者・主任技術者の補助者の設置の現状

監理・主任技術者以外の技術者配置状況 (コリンズデータより)



建築一式工事
(1都3県域)

資格ごとの罰則規定

○資格ごとの罰則

資格	項目	業務独占の有無	罰則規定の有無(○×)				業務上過失・規定違反等	その他(欠格要件等)
			不正受験		虚偽登録等	その他		
			受験中止、合格取消、受験無効	一定期間の受験禁止				
国家資格	建築士	○	○	○(3年以内)	○(免許取消、懲役又は罰金)	○(免許取消、懲役又は罰金)	○	
	技術士・技術士補	×	○	○(2年以内)	○(登録取消)	○(懲役又は罰金)	×	
	施工管理技士	×	○	×	×	×	×	
	技能士	×	×	×	○(罰金)	×	×	
他産業	公認会計士	○	○	○(3年以内)	×	○(登録抹消、懲戒処分、課徴金)	○	
	医師	○	○	○(期間定め禁止)	○(懲役又は罰金)	○(戒告、医業停止、免許取消、懲役又は罰金)	○	
	宅地建物取引主任者	×	○	○(3年以内)	○(登録取消)	○(登録取消、過料)	○	
	弁護士	○	○	○(5年以内)	×	○(懲戒)	×	
	情報処理技術者	×	○	×	×	×	×	

■施工管理技士の罰則

- ・不正受験において不正の方法による受験が明らかになった時の、「合格取り消し」規定有り。
- ・虚偽登録、業務上過失・規定違反等の罰則規定はない。

■建築士、技術士の罰則

- ・不正に試験を受けた又は受けようとした者は、受験中止、合格取り消し、一定期間の受験禁止
- ・虚偽登録、業務上過失・規定違反等にも、免許取消、懲役又は罰金が規定されている。

■他産業の罰則

- ・業務独占でない「宅地建物取引主任者」においては、不正受験への一定期間の受験禁止がある。
- ・同じく、虚偽登録、業務上過失・規定違反等へは、登録取消、過料がある。

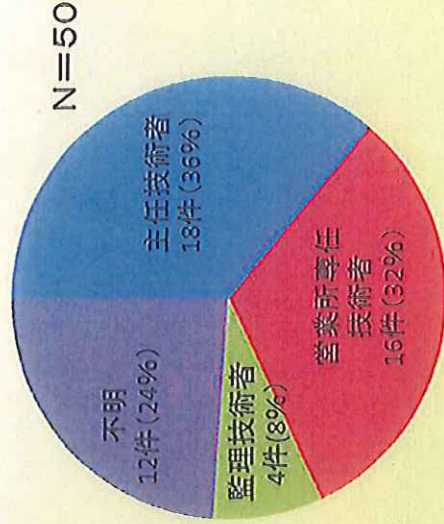
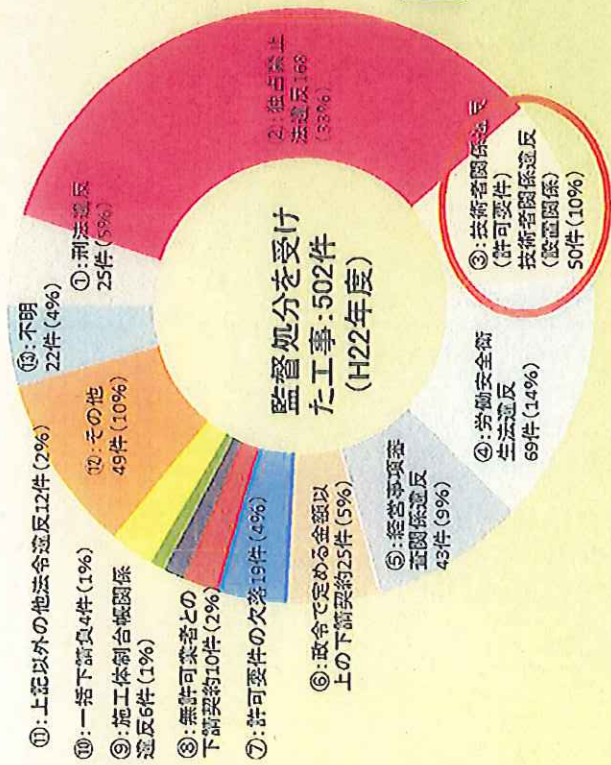
建設技術者の適正配置の徹底

建設技術者の適正配置の必要性 ①不適格業者の排除

- H22年度許可行政庁により監督処分を受けた工事は、502件(許可取り消し、営業停止等)
- 処分内容では、独占禁止法違反(33%:168件)、労働安全衛生法違反(14%:69件)に次いで、技術者関係違反(許可要件、設置関係)が多い(10%:50件)。
- その中でも**主任技術者、営業所専任技術者の許可・設置違反が2/3を占めている。**

例)

- **営業所の専任技術者を、工事の主任技術者(専任)として配置**
- **建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係のない者を専任の主任技術者として配置**
- **請け負った建設工事において、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置**



出典: 国土交通省ネガティブ情報等検索サイト

監理技術者・主任技術者の雇用関係

参考資料20

制度概要(雇用関係)

＜※監理技術者制度運用マニュアルに規定＞

- 不良不適格者を排除するとともに発注者保護の観点から、技術者には、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要。
- 国、地方公共団体等が発注する建設工事(以下「公共工事」という。)における監理技術者、主任技術者については、一定の雇用期間が必要。

恒常的な雇用関係

○恒常的な雇用関係の考え方

一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、一定時間以上の勤務に従事することが担保されていることに加え、建設工事の適切な施工を確保するため、技術者個人の持つ技術力と、建設業者が組織として有する技術力が相まって現場で発揮されることが必要。

○公共工事における雇用関係

公共工事において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要。

現行の災害特例

震災等の自然災害の発生またはその恐れにより、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生または拡大を防止する観点から最も合理的であって、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りではない。